

令和4年度
高槻市教育委員会事務
「点検・評価」報告書

令和5年11月
高槻市教育委員会

も く じ

1 はじめに・・1頁

2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見・・・・・・・・・・・・・・・・4頁

<資料>

令和4年度 教育委員会事務「点検・評価」表・・・・・・・・18頁

結果及び評価の根拠となる実績等・・・・・・・・36頁

1 はじめに

(1) 概要

この高槻市教育委員会事務「点検・評価」報告書は、本市教育委員会が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たすため、教育諸事業全般の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行った結果をまとめたものです。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)>

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

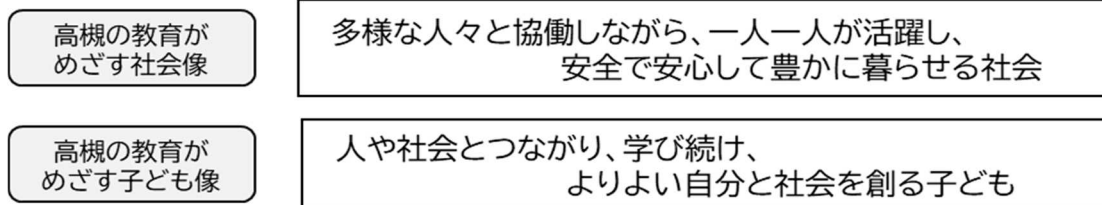
(2) 第2期高槻市教育振興基本計画について

本市においては、平成27年に「教育振興基本計画」(計画期間平成27年度～令和2年度。以下「第1期計画」という。)を策定し、様々な教育施策を展開してまいりました。

第1期計画が期間満了するにあたり、これまでの取組について検証を行い、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育の目的を実現する教育施策をさらに推進するため、「第2期教育振興基本計画」(計画期間令和3年度～令和12年度。以下「第2期計画」という。)を策定しました。

第2期計画においては、めざす子ども像の実現に向けて、6つの目標と26の基本施策を設定しています。

第2期教育振興基本計画体系図



目標1-1 確かな学力の育成	目標2-1 学校力の向上
1 9年間を見通した教育課程の編成と実施	1 安全・健康対策の充実・推進
2 きめ細かな学習指導の充実・推進	2 学校の組織力の向上
3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進	3 教職員の資質・能力の向上
4 一人一人に応じた教育・支援の推進	4 教育環境の整備
5 ICT機器を活用した教育の充実・推進	5 小中一貫教育の推進
6 学校図書館を活用した学習活動の推進	6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
	7 幼児教育等の充実
目標1-2 豊かな心の育成	目標2-2 家庭力の向上
7 道徳教育の推進	8 家庭教育の推進
8 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	9 PTAとの協働と活動支援
9 人権教育の推進	10 福祉機関等との連携
10 生徒指導の推進	
目標1-3 健やかな体の育成	目標2-3 地域力の向上
11 安全教育の充実・推進	11 地域等との協働の推進
12 健康教育の充実・推進	12 青少年健全育成の推進
13 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	13 公民館・図書館の充実

(3) 教育努力目標について

本市においては、第2期計画に基づき、毎年度「教育努力目標」を設定し、実施計画として位置づけています。この実施計画に基づき様々な取組を実施し、翌年度にその実施状況について「教育委員会事務の点検・評価」を行っています。

(4) 点検・評価表について

「教育委員会事務の点検・評価」を行うにあたり、教育努力目標ごとに令和4年度の事業概要を振り返り、結果について点検・評価を行いました。評価については、第2期計画のめざす方向性の進捗状況確認するうえで、令和4年度にめざす結果を達成した場合には「○ 達成」、概ね達成できた場合には「△ 概ね達成」、達成出来なかった場合には「× 未達成」としています。また、努力目標ごとに今後の方向性を設定しています。

(5) 重点目標ごとの評価

前述の点検・評価表を基に、第2期計画における振り返りと今後の方向性を設定した重点目標ごとの評価について、教育に関し学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の知見を活用し、意見を聴取しました。

(6) 学識経験者からの意見聴取

重点目標ごとの評価を行う上で、学識経験者との意見交換会を行い、意見を聴取し、最終的な今後の方向性を設定しています。

今回、意見を聴取した学識経験者は次の方々です。

<学識経験者>

- 三川 俊樹 (みかわ としき) 氏
追手門学院大学 心理学部 心理学科 教授

- 城下 英行 (しろした ひでゆき) 氏
関西大学 社会安全学部 准教授

(7) 今後について

重点目標ごとの評価を基に取組内容の見直しを図ることで、次年度の教育努力目標の改善を図ります。

2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見

重点目標 1－1 確かな学力の育成

<令和4年度の振り返り（成果又は課題）>

- ・全中学校区で、中学校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を記した「中学校区グランドデザイン」を策定した。校区の小中学校が連携し、グランドデザインに基づき、義務教育9年間を見通した教育課程を編成した。
- ・令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を行いながらの教育活動の実施となったが、令和4年度は教育活動に係る制限の緩和が進み、おおむね年度当初に計画していた通りに教育課程を終わらせ、全ての学校で標準授業時数を確保することができた。
- ・令和4年度全国学力・学習状況調査における本市の結果は、概ね上昇傾向となっており、各学校の授業改善の成果が伺える。学力格差を是正し、社会経済的な背景に限らず、全ての児童生徒に学力をつけていくことが、課題である。
- ・「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする学習指導拠点校（第一中学校）を委嘱し、研究を進めた。学習指導拠点校において、研究体制、研究内容の共通理解を図り、研究の推進に向けた体制作りを行った。
- ・令和4年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の「家で自分で計画を立てて勉強していますか」について、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、令和3年度より大きく低下しており、かつ全国平均を下回っており、家庭学習の推進や自学自習力の育成に課題がある。家庭学習につながる授業づくりの推進、小学校段階からの家庭学習の習慣化、授業以外の学習の機会の確保が必要である。
- ・各学校では、特別支援教育校内委員会において、支援が必要な児童生徒の教育内容や、通常の学級、通級指導教室、支援学級といった学びの場の見直しを改めて行った。
- ・児童生徒1人1台端末を効果的な活用を推進するため、「新時代の学び」推進担当者を全ての小中学校に置き、学校間の情報共有や校内研修の充実を図った。夏季休業時の家庭学習の他、新型コロナウイルス感染症対策や不登校支援として、Wi-Fi環境がない家庭に対してモバイルルーターの貸出を行った。
- ・司書教諭連絡会や学校図書館運営協議会等において、学校図書館を充実・活用するためのモデル校（安岡寺小、第四中）の取組を発信し、学校図書館を計画的に活用し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成を図る実践を全小中学校で共有した。

<今後の方向性>

- ・3年余りにわたるコロナ禍の影響を総括し、児童生徒の課題や実態に即した教育課程を編成する。
- ・コミュニティ・スクールの導入を見据え、中学校区の校長が地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえた、保護者や地域住民にもわかりやすい「中学校区グランドデザイン」を策定し、義務教育9年間で、全ての児童生徒が確かな学力を育む取組を推進できるよう学校支援を行う。とりわけ小学校高学年での教科担任制について、さらなる拡充を図る。
- ・全ての児童生徒に「学びに向かう力」を起動させ、確かな学力を育成するための日々の授業づくりについて、学習指導拠点校区（第一中学校区）を中心とした実践研究を進める。
- ・中学生の学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指して実施してきた中学校家庭学習支援事業を、令和5年度より小学校高学年に拡大し、家庭背景に左右されず全ての児童生徒に学校外の学習の機会を保障する。
- ・「家庭学習」の質及び量に関する研究が必要であると考えている。家庭学習につながる授業づくりの具体的な実践や家庭学習の計画の立て方や学び方の指導等について、情報収集及び研究を進める。
- ・児童生徒の障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、通常の学級、通級指導教室、支援学級における一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。
- ・1人1台端末については、使用時間の増加のみを成果と捉えず、発達の段階に配慮しながら、使用場面に応じた効果的な活用について研究に引き続き取り組むとともに、家庭での端末の利用が、日常的なものになるよう研究を進める。その際、家庭の社会経済的背景による格差の是正につながるよう留意する。
- ・学校図書館を充実・活用するためのモデル校を同一中学校区の小中学校（令和5年度は、北大冠小、第六中）で設定し、義務教育9年間の教育課程と関連付けた学校図書館の計画的な活用を通じて、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた研究を推進する。司書教諭を中心とした校内推進体制を確立するとともに、全ての教員が、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を活用できるよう指導・助言を行う。将来的には、連携型小中一貫教育の枠組みを活用し、9年間を見通した学校図書館の推進体制の構築を目指す。

<学識経験者意見>

三川先生

- ・コミュニティ・スクールの導入を見据えて、全中学校区で「中学校区ランドデザイン」が策定され、義務教育9年間を見通した教育課程が編成されたことは高く評価されます。「中学校区ランドデザイン」は、保護者や地域の人々にもわかりやすい表現と媒体（学校ホームページ、リーフレット、ポスター等）によって公表する工夫を図られるよう期待します。
- ・令和4年度全国学力・学習状況調査における結果から、各学校の授業改善の成果が伺えることに加えて、「質の高い授業」の創造を目指して「学習指導」について研究する学習指導拠点校（第一中学校）を委嘱し、研究を進められた点が評価されます。その研究がさらに推進され、その成果が共有されていくことを期待します。
- ・家庭学習の推進や自学自習力の育成に課題があることが認識され、家庭学習につながる授業づくり、小学校段階からの家庭学習の習慣化など、今後取り組むべき重要な課題が明確になっていることから、これらの課題を解決するための情報収集と研究に取り組んでいただきたいと思います。

城下先生

- ・全中学校区で「中学校区ランドデザイン」が策定され、ランドデザインに基づいて校区の小中学校が連携して、義務教育9年間を見通した教育課程が編成されたことは、長く連携型小中一貫教育に取り組んできた本市の成果として高く評価できます。今後は、各中学校区にランドデザインが浸透すること、また、ランドデザインに基づき校種を超えたさまざまな取り組みが展開されることを期待しています。
- ・家庭学習の推進や自学自習力の育成に課題があるとのことですが、「自分で計画を立てて勉強」することは簡単なことではありません。子どもたちが計画を立てて勉強をすることの意義を理解でき、具体的な家庭学習に繋がるような指導を期待しています。
- ・一人一台端末については、管理等の問題から、必ずしも十分に活用できていないという声も聞きます。学校内外で先生方や子どもたちが安心して使えるような環境整備も期待しています。

重点目標 1－2 豊かな心の育成

<令和4年度の振り返り（成果又は課題）>

- ・道徳科の充実を図るため、道徳教育推進教師連絡会を年3回実施するとともに、道徳教育推進事業の実践研究校（三箇牧小）の取組を市内小中学校に発信した。
- ・キャリア教育については、中学校区のキャリア教育全体計画を作成し系統性のある指導を行った。また、その際、児童生徒が活動を記録し、蓄積する教材であるキャリア・パスポート（令和2年度から実施）を全校で活用した。
- ・令和4年度から小学校4年生の改訂版社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」の活用を開始し、令和3年度から使用開始している小学校3年生用の副読本と合わせて、社会の一員としての自覚を育む教育を推進した。
- ・文部科学省の人権教育推進地域事業指定校（第四中学校区）では、研究発表会を開き、日々の授業づくりと、小中一貫教育からアプローチする教育活動について、その研究成果を発信することができた。
- ・近年、不登校は急増しており、令和4年度は過去5年間で最も多くなっている。とりわけ、小学校段階の増加が顕著である。不登校が長期化すれば、学力や社会性の育成が阻害され、義務教育の根幹に関わる喫緊の課題である。令和4年度から2年間で、2つのモデル中学校区（第七中学校区、第十中学校区）を不登校児童生徒支援推進モデル校区に指定し、学習面でのつまづきが、不登校の継続や学校への復帰を妨げる要因であると捉え、学習指導の視点を取り入れた不登校支援の研究を行っている。成果としては、新規不登校が市内全体と比較して低くなっており、不登校の抑制に一定の成果があった。

<今後の方向性>

- ・人権教育研究学校として、市内で1中学校区（令和5年度は、第四中学校区）を委嘱するとともに、令和5年度においても、市内1中学校区（城南中学校区）で文部科学省の人権教育推進地域事業の指定を受け、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進する。
- ・各学校においては、いじめ生起後の対応に困難を生じるケースが増加している。いじめが生起した後の支援や指導を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強い指導を積み重ねることが重要であり、教職員、保護者など関係する大人が連携して取り組めるよう、「学校問題解決チーム」の派遣など、学校支援を行う。また、いじめ・不登校・虐待等の課題に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携が図られるよう支援を行う。
- ・令和5年度は、不登校児童生徒支援推進モデル校区の2年目の取組として、児童生徒が目標に向けて学習する経験を通して充実感や自信を育み、登校意欲の向上が図られるよう「漢字検定」に取り組み、研究の成果のまとめと発信を行う。
- ・不登校児童生徒の背景は多様であり、学校と家庭が連携し、学習支援や、学校復帰に向けての取組を進めても、すぐには登校できないケースも多い。フリースクール等の民間施設に居場所を見出している児童生徒も増える傾向にあるが、学校は任せて安心するのではなく、学校として丁寧に連携を続けていく必要がある。今後、教育センターの不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かし、また、学習指導の視点を踏まえた不登校支援の研究の成果を取り入れ、校内適応指導教室「校内エスペランサ（仮称）」の全校設置を含めた、新たな不登校児童生徒の支援の仕組みを確立する。
- ・発達障がいなど配慮や支援が必要な児童生徒の中には、いじめの加害や被害になったり、また不登校などの課題を抱える場合が多いことから、特別支援教育に関する研修等を行い、教員が、児童生徒の課題や特性を理解した上で、生徒指導を行うことができるよう学校支援を行う。

<学識経験者意見>

三川先生

・キャリア教育の推進にあたっては、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材（キャリア・パスポート）を全校で活用されている点は高く評価されます。その一方で、キャリア・パスポートの作成や引き継ぎ、効果的な活用等について、さまざまな問題点や課題が指摘されていることから、キャリア教育についての教員の共通理解と力量の向上を図るための研修等を継続的に実施されるよう期待します。

・不登校が急増し、小学校段階の増加が顕著であることが指摘され、不登校の長期化による学力や社会性の育成が懸念されています。その中で、2つの不登校児童生徒支援推進モデル校区において、学習指導の視点を取り入れた不登校支援に取り組み、新規不登校の抑制に一定の成果があったことが報告されていることは高く評価できます。なお、不登校やいじめについては、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」で強調された「発達支持的生徒指導」「課題予防的生徒指導」の主旨を踏まえた取り組みが推進されることを期待します。

城下先生

・不登校児童生徒が急増しているという現状は憂慮すべき状態にあります。児童生徒本人はもちろんのこと、保護者におかれても、子どもが登校できないことで心配されている方も多いと思われます。ホームルーム教室の自席に着席することにこだわることなく、まずは、学校に登校したくなるような支援が充実することを期待しています。

重点目標 1 - 3 健やかな体の育成

< 令和4年度の振り返り（成果又は課題） >

- ・安全教育の充実・推進においては、安全教育副読本「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用を通じて、学校安全についての児童の理解を深めることで、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図った。特に、「たかつき安全NOTE」については、教職員向けの活用説明会及びセーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校で当該教材を使用した公開授業を開催し、「たかつき安全NOTE」の活用を図った。
- ・セーフティプロモーションスクールの取組を学校安全計画の様式に反映させ、安全教育を学校安全計画に位置付けしやすようにした。
- ・訓練については、現実起こりえる状況を想定した実践的な避難訓練の工夫に努めた学校が増加した。
- ・健康教育の充実・推進においては、地元産の米や野菜などを学校給食に使用することで、地産地消の取組を推進し、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進してきた。また、子育て世帯の家計への負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支えるため、中学校は通年で給食費を無償化するとともに、小学校は9月徴収分から学年末までの給食費を無償化した。
- ・調査結果等各種データを元に各学校における児童生徒の体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校（59校）で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和3年度）と比較して体力合計点が、小学校の男女と中学校の女子で下回ったが、中学校の男子は上回る結果となった。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた体育指導の研修や、市教研体育部会・保健体育部会による研究活動を通じて、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ。その結果、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校は女子、中学校は男女とも昨年度と比較して上昇した。
- ・令和4年度は、水泳指導が3年ぶりの実施となったため、特に、留意点を各学校に通知し、児童生徒の安全管理及び安全指導の徹底を図った。

<今後の方向性>

- ・安全教育の充実・推進においては、「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進し、学校現場での一層の普及に努めていくとともに、発生する課題等を抽出・分析し、さらに効果的な活用が図れるように取り組んでいく。
- ・セーフティプロモーションスクール認証校での取組から得られた成果を他校区に普及させ、市全体の学校安全に関する取組の一層の充実を図る。
- ・健康教育の充実・推進においては、これまでの取組の継続を図っていく。
- ・連携型小中一貫教育の枠組みを活用し、小中学校の教員が互いの授業を参観したり、合同で指導案を作成したりなどの、連携した取組を促進する。また、小学校高学年の指導を、専門性のある中学校の教員が行うなど、教科担任制の拡充を図るとともに、高槻市教育研究会体育部会の小中学校の学校種を超えた実践的研究の一層の推進が望まれる。体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と、活動内容に応じた事故防止対策を講じる。
- ・水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について検討を始める。
- ・研修や研究の機会等を通じて、全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりを行うよう、指導・助言を行う。
- ・今後の部活動の在り方については、庁内の検討会議を立ち上げ、部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行に関わる事項を議題にし、新たな部活動の運営の在り方について検討を開始する。

< 学識経験者意見 >

三川先生

- ・学校給食の教育的効果を引き出す取組のほか、中学校に加えて小学校の給食費を無償化したことは高く評価されます。
- ・また、全小中学校において「体力づくり推進計画（アクションプラン）」が策定され、一定の成果があったほか、体育指導の研修や市教研体育部会・保健体育部会による研究活動を通じて、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ結果、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「体育の授業は楽しい」と肯定的な回答をした児童生徒の割合が、小学校は女子、中学校は男女ともに上昇したことが報告されていることも評価されます。
- ・今後の水泳授業の在り方や、部活動の在り方について検討する必要があることが認識されていますので、適切な会議等で検討が進められることを期待します。

城下先生

- ・安全教育副読本「たかつき安全NOTE」は、生活安全、交通安全、災害安全の学校安全の3領域をカバーするものであり、また、3学年を区切りに3種類発行されており、各学校での活用が期待されるものです。教職員向けの活用説明会や当該副読本を活用した公開授業を開催など、「たかつき安全NOTE」の活用を進めるための各種取り組みは高く評価できます。また、安全教育と両輪をなす安全管理に関しても、実践的な避難訓練の工夫に努めた学校が増加したことは重要な成果と思われます。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、小学校は女子、中学校は男女とも昨年度と比較して上昇したとのことですが、小中学校において運動に親しむ習慣を身に付けることは、重要なことと思われます。得手不得手にかかわらず運動に親しめるような体育の授業が広がることを期待します。

重点目標 2 - 1 学校力の向上

<令和4年度の振り返り（成果又は課題）>

- ・安全・健康対策の充実・推進においては、「学校施設整備方針」に沿った計画的な老朽化対策と教育環境の改善及び充実に努め、事後保全から予防保全への転換に取り組み、国庫補助制度を活用しながら整備計画の進捗を図った。校舎改修のほか、トイレ整備、エレベーター設置、空調整備等を実施し、施設の老朽化対策や安全で快適な教育環境を充実させることができた。
- ・学校施設における全てのブロック塀等の撤去に向けた取組については、当初の予定通り事業完了した。
- ・学校の安全体制の強化については、寿栄小学校でのセーフティプロモーションスクール認証取得に続き、第三中学校校区を学校安全推進モデル校区として、校区内全校の認証を取得した。また、学校における危機事象を想定し、校長会・教頭会・学校安全推進責任者会議において、警察・消防等の専門機関から得られた知見やこれまでの取組等について周知を行い、教職員の意識及び知識の向上を図った。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、国や府の動向を踏まえた対策を徹底し、学校における感染拡大の防止と教育活動の継続を図った。
- ・学校給食については、調理場の衛生管理や食物アレルギー対応において、引き続き、指導の徹底を図った。
- ・首席会や指導教諭連絡会を実施し、首席や指導教諭が積極的に学校運営に参画して学校の組織力向上を図った。
- ・共同学校事務室体制に移行するための研究や学校事務の改善・効率化による学校運営の充実に努めた。
- ・令和3年度から導入した校務支援システムを、校長会等と連携し課題を整理しながら、よりよい運用ができるよう、随時マニュアル等の改善を行い、教職員の負担軽減を図った。一方では校務支援システムへの操作が不慣れなことや確認不足等からミスが生じたことがあり、教職員へのマニュアルの周知徹底を図ることが課題である。
- ・「教育公務員特例法」の改正により、令和5年4月1日から教員の研修履歴の記録を作成が行われることになったため、その準備を行った。併せて、大阪府教員等研修計画の改訂を踏まえ、「学び続ける高槻の教職員（高槻市教員等研修計画）」（令和5年4月改訂）の見直しを行った。
- ・義務教育学校の設置に向けて、先進校視察等、研究を行った。
- ・令和4年度は、第1期モデル中学校区である2中学校区（第八中学校区、城南中学校区）に本市で最初の学校運営協議会を設置し、各中学校区3回の会議を通して、中学校区の基本方針等を地域と共有した。また、本市の学校運営協議会の運営モデルを構築することができた。第2期モデル中学校区として新たに3中学校区（第一中学校区、第七中学校区、第十中学校区）を指定し、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、令和5年度の設置準備を行った。他中学校区に対しては、校長・教頭対象の研修や各校の担当者研修を実施し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の意義や仕組みについての理解を促進した。
- ・幼稚園においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取組も3年目を迎え、各園共に対策を講じながら、子どもの発達に沿った「遊び」「環境」「行事」などの見直しを図ると共に、子どもの育ちを保障する保育について工夫を重ね取り組むことができた。
- ・幼稚園教職員研修においては、昨年に引き続き人数制限をかけた回数も多く開催したりなど、教員の資質向上に努めた。また、新規採用教員研修に幼児教育アドバイザーを活用するなどの人材育成に努めた。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続については、校区内の公開保育や校区連携会議を通して子どもの実態や課題について話し合うことにより相互理解の推進に努めた。

<今後の方向性>

- ・安全・健康対策の充実・推進においては、ハード面で、空調整備は令和5年度末までの特別教室等の整備及び令和7年度末までの体育館の整備に加え、令和5年度末で計画完了するトイレ整備についても次期計画の策定に向けて取り組む。通学路安全確保におけるハード整備については、関係機関による対応が促進されるよう、要望の重点化と粘り強い働きかけを継続する。
- ・ソフト面においては、各校に配布した危機管理マニュアル（テンプレート）を各校の実態に応じた形への活用を推進するとともに、学校安全計画に安全教育が適切に位置付けられ、実施されているか確認を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置付けが2類から5類へ変更になったことを踏まえ、適宜適切な対応を図る。
- ・給食費の公会計化について適切な事務処理を行う。
- ・引き続き首席会や指導教諭連絡会を実施し、首席や指導教諭が積極的に学校運営に参画して学校の組織力向上を図ることができるよう、取組をより一層推進する。
- ・令和5年度より、共同学校事務室体制がスタートしている。成果や課題を、学校、事務職員等から集約し、整理・検討を行い、よりよい運営ができるようにしていく。
- ・校務支援システムの運用については、操作マニュアルの確認や、複数人での点検について、学校に周知徹底を図る。
- ・児童生徒にとって、最も影響力のある教育環境は教員であることを自覚させ、働き方改革により教員の本来担うべき学習指導、生徒指導の優先順位を上げ、教員の資質・能力の向上への取組をより一層推進する。
- ・「学び続ける高槻の教職員（高槻市教員等研修計画）」の改訂を踏まえ「高槻市教職員研修基本方針」の見直しを行う。
- ・「研修履歴管理システム」については、国が令和6年度より提供を開始する予定である。
- ・第一中学校区を学習指導拠点校区と設定し、学習指導の改善について研究を行い、その成果を普及することで、市内教員の指導力向上を図る。
- ・学校図書館の環境整備としては、令和5年度から令和8年度の4年間で「学校図書シン100万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図る。また、学校司書については、連携型小中一貫教育の枠組みをいかし、今後、学校司書を配置できるよう準備を進める。
- ・一人一人の障がいの状況に応じた学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備、とりわけ通級指導教室の増設置については、計画的に推進する。
- ・学校力を高めるための枠組みとして、中学校区を一つの単位とした学習指導、生徒指導、地域連携の取組を、一層充実させる必要がある。将来的に、全ての中学校区を義務教育学校として再編することを視野に入れ、検討を進めていく。
- ・市の教育課題に即し、希望した教員を異動させることができるトライシステムを活用し、校種間の人事交流を促進する。
- ・新しい学校運営システムとしての「学校運営協議会」を令和7年度を目途に全中学校区に設置するための準備を行う。校長の学校経営方針が学校運営協議会に承認されることで、学校の公共性を高める仕組みになるよう取組を進める。令和5年度は第2期モデル中学校区である3中学校区に学校運営協議会を設置し、会議の運営を通じて、本市の学校運営協議会の運営モデルの検討・改善を推進する。また、第3期モデル中学校区として新たに4中学校区（第三中学校区、柳川中学校区、五領中学校区、冠中学校区）を指定し、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、設置準備を推進する。特に、第三中学校区、柳川中学校区については、分散進学の問題について整理、検討を行う。
- ・公開保育や研修を通して、保・幼・認・小の職員間の相互理解推進に努め、職員間および幼児と児童の交流をはじめとする計画を立案し、幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続を目指すとともに、異校種間の職員が共に学び合える環境の整備に努め、市全体の幼児教育の質の向上を目指す。
- ・幼稚園教職員の育成指標に基づいた研修を企画するとともに、幼児教育アドバイザーを活用しながら更なる教員の資質向上に努める。

< 学識経験者意見 >

三川先生

- ・「学校施設整備方針」に沿って、施設の老朽化対策や安全で快適な教育環境の充実が図られたほか、学校施設における全てのブロック塀等の撤去に向けた取組が完了したことは高く評価されます。
- ・義務教育9年間の一貫性、継続性のある学習指導・生徒指導を推進するために、すでに先進校の視察等が行われており、さらなる検討が行われることを期待します。
- ・学校運営協議会の設置については、令和4年度は2つの中学校区で3回の会議が開催されて、各中学校区のグランドデザイン等が地域と共有されたほか、学校運営協議会の運営モデルを構築することができた点が高く評価されます。今後はすべての中学校区において、各地域の特徴を活かしたコミュニティ・スクールが展開されるよう期待します。

城下先生

- ・学校運営協議会は、全中学校区への導入途上にあります。先行して導入した学校の状況を適切にモニタリングいただき、本市にとってふさわしい学校運営協議会制度を構築して、各中学校区に導入されることを期待します。
- ・保・幼・認と小学校との間の連携は重要なことと思います。特にコロナ禍で中断されている各種の交流活動が各地で再開されることを期待しています。

重点目標 2 - 2 家庭力の向上

< 令和 4 年度の振り返り（成果又は課題） >

- ・家庭教育の推進では、保護者と子どもが一緒に参加する体験教室や学習会について、感染症拡大防止策を徹底し、工夫して子育ての知識・経験を共有できる相互交流の機会や学習の場を提供した結果、事業の開催数及び参加人数ともに前年度より増加し、より多くの市民に家庭教育を考える場を提供することができた。
- ・PTAとの協働と活動支援では、PTAと協働して、子育てに関する知識の習得や親同士の交流、人権感覚を養うための講座や研修会、「PTA人権問題学習会」及び「PTA家庭教育学習会」等を開催した。令和 4 年度は学習会に係る事務手続きを簡素化するとともに、WEB配信やリモート、書面開催等の実施方法の工夫を行い、実施回数、参加人数ともに増加した。コロナ禍の対策として電子媒体等を活用したが、WEB配信等は各自が都合の良い時間に視聴ができるなど、多様な生活様式のPTA世代にとって有効な手法であることが確認できた。

< 今後の方向性 >

- ・家庭教育の推進では、保護者と子どもが一緒に参加できる体験教室や保護者向けの講座を積極的に企画し、引き続き家庭の教育力の向上に努める。
- ・PTAとの協働と活動支援については、生活スタイルの多様化、地域の間関係の希薄化、家庭の孤立化など、子育て世代を取り巻く社会環境の変化が著しいなか、保護者が子育てや家庭教育について学びやすい場となるよう、内容や手法について情報提供等を行い、家庭教育を推進する。

< 学識経験者意見 >

三川先生

- ・家庭教育の推進については、保護者と子どもが一緒に参加する体験教室や、子育ての知識や経験を共有できる相互交流の機会や学習の場を提供し、一定の成果があったことが報告されている点が評価されます。
- ・生活スタイルの多様化、地域の間関係の希薄化、家庭の孤立化など、子育て世代を取り巻く社会環境の変化が著しい中で、コロナ禍の対策として活用したWEB配信等が有効な手法であることが確認されたことも大いに参考になります。
- ・令和 5 年 8 月 1 日の機構改革により市長部局に移管された事業についても、教育委員会との緊密な連携を保ちながら推進されることを期待します。

城下先生

- ・家庭教育の推進では、さまざまに事情の異なる家庭の保護者と子どもが参加できるような取り組みが継続されることを期待しています。

重点目標 2－3 地域力の向上

<令和4年度の振り返り（成果又は課題）>

・地域等との協働の推進では、コミュニティ・スクールの導入について、導入した2つの中学校区に地域学校協働活動推進員を配置した。この2つの中学校区では学校支援活動を行う学校教育活動サポーターの登録が増え、支援活動が行われた。また、地域向けの研修会を行い学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の準備を進めた。今後も他の中学校区においても段階的に導入を進めるが、地域の実情に即したアプローチを工夫することが必要である。

・青少年の健全育成では、摂津峡青少年キャンプ場において、学校園の利用拡大に向け学校園のニーズに対応した体験プログラムや活動メニューの作成を行うことで新規利用につながったほか、ウィズコロナの手法としてファミリー単位の事業を中心に企画したところ、多くの反響がありキャンプ場の周知につながった。

・公民館の充実では、高度化・多様化する市民へのニーズに応えるため、成人講座、環境・福祉・安全安心のまちづくりなど現代的課題に関する講座など幅広く学習の機会を提供したほか、市民の自主的な学習活動を支援しグループの育成・指導に努めた。また、阿武山公民館の外壁改修工事を実施し、快適な施設環境の整備に努めた。

・図書館の充実では、良好な読書環境を市民に提供するとともに資料の充実と利用者サービスの向上に努めた。令和4年11月2日から電子書籍の貸出・検索等のサービスができる電子図書館を導入し、利用者の利便性の向上及び新たな利用者増に努めた。

<今後の方向性>

・地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。

・地域に根差した公民館活動の充実を図るため、地域コミュニティや公民館利用グループとの連携を図り、講座・教室などの学習機会の充実に努めるほか、世代間交流やボランティアの育成に努める。

・電子図書館事業の普及及び利用促進に取り組むとともに、図書館サービスの向上に努め、市民全体の読書環境の充実を図る。

<学識経験者意見>

三川先生

- ・コミュニティ・スクールの導入に向けて、2つの中学校区に地域学校協働活動推進員が配置されたほか、学校教育活動サポーターの登録が増えたことは、今後ともますます期待されることです。
- ・青少年の健全育成では、摂津峡青少年キャンプ場の利用拡大に向けて、学校園のニーズに沿って体験プログラムや活動メニューの作成を行ったほか、ファミリー単位の事業を中心に企画したことが成果につながったことがわかります。
- ・公民館では、高度化・多様化する市民へのニーズに応えるために幅広く学習の機会を提供したほか、市民による自主的な学習活動の支援やグループの育成・指導に努めたことなどが評価されます。また、図書館では、電子書籍の貸出・検索等のサービスができる電子図書館を導入したことが、利用者の利便性の向上及び新たな利用者増につながっていることがわかります。
- ・令和5年8月1日の機構改革により市長部局に移管された事業についても、教育委員会との緊密な連携を保ちながら推進されることを期待します。

城下先生

- ・コミュニティ・スクール導入中学校区で地域学校協働活動推進員を配置したこともあり、学校支援活動を行う学校教育活動サポーターの登録が増え、支援活動が活発化したことは高く評価できます。各学校の教職員は必ずしも高槻市出身、在住という訳ではないため、地域の実情に応じた活動を展開するために各地域の事情に明るい方からの支援を適切に受けられる仕組みが各地で構築されることを期待しています。

<資料> 令和4年度教育委員会事務「点検・評価」表

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-1	(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	①地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。	各学校に教育課程ヒアリングを実施し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成状況を確認し、指導・助言を行った。	○ (達成)	全中学校区で、中学校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を記した「中学校区グランドデザイン」を策定した。校区の小中学校が連携し、グランドデザインに基づき、義務教育9年間を見通した教育課程を編成した。 令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を行いながらの教育活動の実施となったが、令和4年度は教育活動に係る制限の緩和が進み、おおむね年度当初に計画していた通りに教育課程を終わらせ、全ての学校で標準授業時数を確保することができた。	無	各中学校区のグランドデザインの見直しを行い、それに基づいた学校教育目標の下で、義務教育9年間を見通した教育課程を編成していく。 3年余りにわたるコロナ禍の影響を総括し、児童生徒の課題や実態に即した教育課程を編成する。	教育指導課
1-1	(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	②各中学校区の「めざす子ども像（15歳時の姿）」や教育課程を、保護者や地域と共有し、連携と協働によりその実現を図る。	学校教育自己診断や、学校運営協議会委員・学校評議員による学校関係者評価を活用した「学校評価」を実施し、保護者や地域の意見を踏まえた教育課程を編成するとともに、学校評価の公表により、目標や課題の共有を図ることができるよう、指導・助言を行った。	○ (達成)	各学校（コミュニティ・スクール導入中学校区は各中学校区）において、「学校評価」を保護者に配付するとともに、ホームページにて公表することで、保護者や地域との連携・協働の促進に資することができた。	無	コミュニティ・スクールの導入を見据え、中学校区の校長が地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえた、「中学校区グランドデザイン」を策定し、義務教育9年間で、全ての児童生徒が確かな学力を育む取組を推進できるよう学校支援を行う。	教育指導課
1-1	(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	③全国学力・学習状況調査の結果等の各種データをもとに、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。	各種データ（全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査、大阪府中学生チャレンジテスト、大阪府小学生すくすくウォッチの結果等）から、本市の児童生徒の状況を把握し、市の教育施策の検証改善に生かした。	○ (達成)	本点検・評価において、各種データを活用した点検・評価を行った。その結果から、本市の教育施策の改善に向けた検討を行うことができた。また教育に係る各事業においても、各種データを活用した評価を行い、事業の改善に生かすことができている。	無	引き続き、各種データを市の各教育施策や事業の点検・評価に活用し、改善に向けた検討に生かしていく。	教育指導課
1-1	(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	①指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。	小学校全学年に加え、中学校1年生においても35人学級編制を開始した。大阪府の加配教員を活用し、小学校における教科担任制や、少人数・習熟度別授業など、学校にとって効果的な指導体制の構築を推進した。	△ (概ね達成)	令和4年度の全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率に対する高槻市の平均正答率は、小学校国語、小学校算数、中学校国語、中学校数学において、概ね上昇傾向となっており、各学校の授業改善の成果が伺える。学力格差を是正し、社会経済的な背景に限らず、全ての児童生徒に学力をつけていくことが、課題である。	【1】 〈1～2〉	令和5年度より、中学校2・3年生でも35人学級編制を開始し、義務教育9年間における35人学級編制を完成させる。9年間の教育課程を見通して、小学校高学年での教科担任制についてさらなる拡充を図る。	教育指導課
1-1	(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	①指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。	各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。 ヤングリーダーを育成することを目的とした「授業力向上実践研修」を実施した。 「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする、学習指導拠点校を委嘱した。	○ (達成)	授業力向上実践研修では、年4回の学校訪問等を経て、最後は自身の研究の成果を発表するなど、自身の指導を振り返り、今後の改善に生かす研修となった。 「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする学習指導拠点校（第一中学校）を委嘱し、研究を進めた。学習指導拠点校において、研究体制、研究内容の共通理解を図り、研究の推進に向けた体制作りを行った。	無	共同研究推進担当者会において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、実践校の取組報告などを通して、各学校に広く発信及び普及していく。 教育センター指導主事を校区担当制に変更し、校区で研究を進める体制をとるため、令和5年度からは授業力向上実践研修を実施しない方向とする。 学習指導拠点校を、学習指導拠点校区と設定し、学習指導の改善について研究を進める。	教育センター
1-1	(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	②確かな学力の育成に向けて、質の高い授業を行うための、校内の組織的な研究体制を構築する。	高槻市教育研究会と連携し、教員に向けて校種別・教科別に教育課程や学習指導に係る説明会を実施した。 各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。	○ (達成)	指導主事が、小中学校全ての教科毎に全28部会に分けて各学校の担当者に対して教育課程に係る説明会を実施し、内容について各学校において共有を図ることにより、各学校の組織的な研究体制の充実につなげた。 共同研究推進担当者会では、「学習評価の改善・充実」をテーマに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や校内での推進体制について、実践校の取組報告などを通して、各学校に広く発信及び普及し、質の高い授業を行うための授業改善や、校内の組織的な研究体制の構築につなげることができた。	無	高槻市教育研究会と連携し、学校における知識及び技能や、思考力、判断力、表現力等の育成に係る好事例を共有する場を設ける。 共同研究推進担当者会は、担当者が自校だけでなく、校区で子どもにつけたい力を見据え、校内での推進体制の構築を図ることができるよう各学校へのヒアリングを通して、指導・助言を行う。	教育指導課・教育センター

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-1	(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	③児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法を改善する。	各学校において、児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価について指導内容や指導方法を指導・助言した。 教育センター研究校に「学習評価の充実」について委嘱した。	○ (達成)	各学校が、児童生徒へのアンケート調査や、観点別学習状況の評価及び評定の状況などにより、児童生徒の学習状況の分析を行った。またその結果を指導方法の改善につなげる方策について検討した。 教育センター研究委嘱校において、全教科で単元指導評価計画を作成するとともに、学習の過程で行う形成的評価を積極的にい行い指導改善に生かす等、学習指導と学習評価に関する研究に取組評価に関する理解を深めた。	無	各学校が、妥当性・信頼性の高い目標準拠評価を行うため、文部科学省や国立教育政策研究所が作成した資料を参考に、評価規準を設定し、評価方法の工夫改善ができるよう指導・助言を行う。	教育指導課・教育センター
1-1	(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	①現代社会の課題を児童生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力を育成する。	各学校のキャリア教育、総合的な学習の時間、特別活動の計画が、各教科等の学習内容と関連付けながら、児童生徒の自ら考え、学ぶ力の育成につながるものになるよう指導・助言を行った。	△ (概ね達成)	令和4年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」や「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合が上昇傾向ではあるものの、全国平均値は一部を除き下回っている。	【2】 〈1～2〉	中学校区の「めざす子ども像」や学校教育目標の実現に向け、「キャリア教育」「総合的な学習の時間」「特別活動」等の計画が、9年間を見通して実施できるものになるよう、引き続き指導・助言を行う。	教育指導課
1-1	(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	②家庭、地域、企業等と連携し、授業以外の学習の機会を充実させることで、自学自習力を育成する。	市内全ての中学生を対象に、学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指した中学校家庭学習支援事業「学びup↑講座」を実施した。	△ (概ね達成)	個々の生徒の学力や目標に応じた学習を支援する「学びup↑講座」を全中学校で実施し、授業以外の学習の機会の充実につながった。 令和4年度の全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の質問「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」について、肯定的回答をした生徒の割合が昨年より大きく低下しており、全国平均を下回っており、家庭学習の推進や自学自習力の育成に課題がある。家庭学習につながる授業づくりの推進、小学校段階からの家庭学習の習慣化、授業以外の学習の機会の確保が必要である。	【3】 〈1～2〉	中学生の学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指して実施してきた中学校家庭学習支援事業を、令和5年度より小学校高学年に拡大し、家庭背景に左右されず全ての児童生徒に学校外の学習の機会を保障する。 また、児童生徒1人1台端末を活用した家庭学習を推進する。 「家庭学習」の質及び量に関する研究が必要であると考えている。家庭学習につながる授業づくりの具体的な実践や家庭学習の計画の立て方や学び方の指導について、情報収集及び研究を進める。	教育指導課・教育センター
1-1	(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	①すべての教職員が障がい特性について理解を深め、組織的・計画的に実態把握を行い、個々の障がいの状況に応じた指導及び支援の工夫をする。	特別支援教育校内委員会を中心に、一人一人の障がいの状況を適切に把握し、学級種別に応じた支援教育を推進するよう、学校訪問時や各学校へのヒアリング時に指導・助言を行った。また、リーディングチームによる巡回教育相談を実施した。	○ (達成)	各学校では、特別支援教育校内委員会において、支援が必要な児童生徒の教育内容や、通常の学級、通級指導教室、支援学級といった学びの場の見直しを改めて行った。 また、各学校において、アセスメントシート等を活用し丁寧に実態把握を行ったことで、一人一人の障がいの状況を適切に把握することができ、教育的ニーズに応じた指導につながった。また、巡回相談では、発達障がいのある児童生徒に対する効果的な指導・支援について助言することで、各学校での指導が充実した。	【4】	児童生徒の障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、通常の学級、通級指導教室、支援学級における一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。	教育指導課
1-1	(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	②支援学級及び通級指導教室において特別の教育課程を編成し、特に自立活動の充実を図ることで、障がいによる生活上・学習上の困難さの改善・克服のために必要な資質・能力を育成する。	特別の教育課程の編成において自立活動の充実を図るため、自立活動等指導充実プロジェクトを実施し、外部講師を招き、市内3校で巡回相談を行った。	○ (達成)	外部講師による巡回相談を通して、通常学級での生活や学習を見通した自立活動が充実し、障がいによる生活上・学習上の困難さの改善・克服のために必要な資質・能力を育成することができた。	無	引き続き、外部講師による巡回相談を行い、自立活動の指導についての理解を深め、特別の教育課程の適切な編成に生かしていく。また、自立活動の指導についての理解を広げるために、支援コーディネーター、支援学級担任、通常学級担任を対象とした研修を開催する。	教育指導課
1-1	(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	③日本語指導の必要な児童生徒について、一人一人の日本語の能力等に応じた支援の充実を図る。	特別の教育課程による日本語指導を実施した。また、安心して学校生活を送ることができるように、日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣した。	○ (達成)	日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣し、特別の教育課程による日本語指導を実施することや、学校と日本語指導加配教員や日本語指導協力者が連携できるように取組を紹介し、当該の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援体制を充実した。	【5】	日本語指導を必要とする児童生徒の少数散在化が進んでおり、日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校が主体となり、日本語指導加配教員や日本語指導協力者と連携して、日本語能力の向上と日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の育成を図っていく。	教育指導課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-1	(5)ICT機器を活用した教育の充実・推進	①児童生徒1人1台端末をはじめとするICT機器を効果的に活用し、新しい時代に即した質の高い教育を推進する。	児童生徒1人1台端末を活用し、効果的な端末活用の研究と実践を推進するため、「新時代の学び」推進担当者を全ての小中学校に置き、学校間の情報共有や校内研修の充実を図るなど、端末活用について、よりきめ細かなフォローアップを実施した。夏季休業時及び新型コロナウイルス感染症対策並びに不登校支援として、端末を利用する場合に、Wi-Fi環境がない家庭でも利用できるよう、モバイルルータの貸出を行った。	○ (達成) 「新時代の学び」推進担当者を全ての小中学校に置き、児童生徒1人1台端末の効果的な活用方法の研究と実践を推進した。令和4年度教育の情報化調査（教員のICT指導力の状況）については、令和3年度比で肯定的なポイントが概ね増加傾向にあり、教員の意識向上に寄与した。 令和5年2月度において、ICT機器を1日平均2回以上利用するクラスの割合が、小学校平均：78.3%、中学校平均：91.3%、全体平均：82.1%であり、教員の積極的な取組により効果的に活用されていると考えている。なお、内訳として小学1年生の平均は36%、小学2年生の平均が57%となっており、発達段階や学年の特性により、活用の差が表れたものと考えている。 Wi-Fi環境がない家庭の児童生徒について、延べ897台のモバイルルータを貸与し、夏季休業時の家庭学習のほか、新型コロナウイルス感染症対策や不登校の児童生徒に対する学びの保障に寄与した。貸出件数は減少したが、全校で夏季休業時の家庭学習を実施できており、家庭のインターネット環境整備が進んだことが要因と考えている。	【6】 〈1～3〉	「新時代の学び」推進担当者を全ての小中学校に位置付け、学校間の情報共有や校内発信の充実を図るなど、端末活用について、よりきめ細かなフォローアップを実施する。また、校内の現況を分析した上で、年間2回以上の校内研究を企画・実施し、ICTを活用した効果的な学習活動を実践する。 発達の段階に配慮しながら、使用場面に応じた効果的な活用について研究に引き続き取り組むとともに、家庭での端末の利用が、日常的なものになるよう研究を進める。	教育センター
1-1	(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	①児童生徒が語彙力を培い、感性を磨き、表現力や創造力を育むための、豊かな読書習慣を身に付ける。	各学校の司書教諭がその専門性を発揮できるよう司書教諭連絡会を開催し、支援を行った。 小学校へ「学校図書館支援員」又は「読書活動協力員」、中学校へ「読書活動協力員」を配置し、学校図書館の安定的な開館を行い、読書活動の充実を図った。	○ (達成) 令和4年度は、司書教諭連絡会を4回、また学校図書館支援員の連絡会を4回実施し、各学校の読書活動推進の取組や各教科での学校図書館の活用について交流を行うことで、児童生徒の読書習慣の向上につなげた。	無	計画的な図書の更新や「まちごと『子ども図書館』」事業等を活用した図書資料の充実を図っていく。小中学校が連携した計画的な学校図書館の利用指導や読書指導等の充実を図るため、司書教諭を中心とした校内推進体制を確立する。	教育指導課
1-1	(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	②義務教育9年間の学びの連続性のある教育課程との関連を踏まえて、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的な学習を支え、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。	学校図書館を充実・活用するためのモデル校において、学校図書館の年間活用計画を作成し、様々な教科で学校図書館を計画的に活用し、その取組を市内小中学校に発信した。	○ (達成) 司書教諭連絡会や学校図書館運営協議会等において、学校図書館を充実・活用するためのモデル校（安岡寺小、第四中）の取組を発信し、学校図書館を計画的に活用した学習活動を全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた実践を全小中学校で共有した。また各学校に対し、モデル校の取組を参考にし、児童生徒の実態に応じた取組を推進していけるよう、指導・助言を行った。	無	学校図書館を充実・活用するためのモデル校を同一中学校区の小中学校（令和5年度は、北大冠小、第六中）で設定し、義務教育9年間の教育課程と関連付けた学校図書館の計画的な活用を通じて、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた研究を推進する。また、モデル校の取組の成果を全小中学校で共有し、市内全体の学校図書館の活用を推進する。	教育指導課
1-1	(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	③司書教諭と学校司書の連携・協力による組織的、効果的な学校図書館を活用した教育の推進を行う。	司書教諭連絡会を実施し、司書教諭の役割を再確認するとともに、司書教諭と学校司書の連携・協力による組織的、効果的な学校図書館を活用した教育の推進が行えるよう支援した。	○ (達成) 令和4年度は、司書教諭連絡会4回実施し、司書教諭と学校司書の役割や業務について周知するとともに、昨年度作成した「学校図書館を充実・活用するための手引き」に基づいて、学校図書館を活用した学習活動を推進するよう指導・助言を行った。	無	司書教諭を中心とした校内推進体制を確立するとともに、全ての教員が、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を活用できるよう指導・助言を行う。将来的には、連携型小中一貫教育の枠組みを活用し、9年間を見通した学校図書館の推進体制の構築を目指す。	教育指導課
1-2	(7)道德教育の推進	①道德科を要として、計画的に道德教育を行うとともに、中学校区で系統性のある道德教育を推進する。	学校の教育活動全体を通して、道德教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。	○ (達成) 教育課程ヒアリングにおいて、各学校で作成された「道德教育の全体計画」「年間指導計画」を確認し、全教科等で道德教育との関連を確認し、学校の教育活動全体を通して、道德教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。全校で道德教育と教科、領域等の関連を示した「別葉」を作成するなど、学校の教育活動全体を通じて、道德教育が計画的に実施された。	無	児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、各学校において作成されている「道德教育の全体計画」と「年間指導計画」を基に、学校の教育活動全体を通して、道德教育の充実を図っていく。また、その際、中学校区で重点目標を共有する等、9年間の系統性のある道德教育を推進するよう指導・助言を行う。	教育指導課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-2	(7)道徳教育の推進	②主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うため、社会参画への意欲や態度を育む内容を重点的に指導する。	道徳科の指導にあたっては、答えが一つでない問題に児童生徒が自分自身の課題として向き合い、考え、議論する授業づくりを推進した。 道徳教育の取組について、家庭や地域と連携・協力した推進を図った。	○ (達成)	道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、自己の生き方を考え、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための授業づくりを行った。また、道徳教育の取組については、学校だよりや学年だより等を通して、保護者と積極的に共有することで、家庭と連携し、児童生徒の社会参画への意欲や態度の育成を図った。	無	児童生徒がよりよい社会の形成に参画する意欲や態度を養うため、児童生徒の実態について、家庭や地域との共通理解を深め、家庭や地域と連携・協力し、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進していく。	教育指導課
1-2	(7)道徳教育の推進	③道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。	道徳科の充実を図るため、道徳教育推進教師連絡会を実施するとともに、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校を指定し、道徳教育の推進を図った。	○ (達成)	道徳科の充実を図るため、講師を招聘し、道徳教育推進教師連絡会を年3回開催し、各学校での推進教師としての取組の具体について研修を行ったり、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（三箇牧小）の取組を各学校に発信したりすることで、児童生徒の道徳的な判断力や実践意欲の育成へとつなげた。	無	学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科の授業づくりの推進を、道徳教育推進教師を中心に組織的に行っていく。特によりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために、いじめ防止に主体的に関わる態度の育成や、児童生徒が自他の安全に積極的に関わる態度を育成するなど、道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるように指導の充実を図る。	教育指導課
1-2	(8)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	①社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育や、社会の一員として役割を果たすためのシティズンシップ教育を組織的・系統的に進める。	中学校区毎に小中学校9年間の「キャリア教育全体計画」を作成するとともに、全児童生徒が「キャリア・パスポート」を活用し、9年間のキャリア教育の取組を蓄積できるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	9年間のキャリア教育の取組を蓄積する教材としてのキャリア・パスポートの活用の仕方を周知するとともに、全ての小学校1年生にキャリア・パスポート用のクリアファイルを配付し、キャリア教育推進のための支援を行った。	無	中学校区のめざす子ども像や学校教育目標との関連を踏まえ、教育活動全体を通して、地域や企業等との連携により、児童生徒が学ぶことや働く尊さを理解し、将来を切り拓いていこうとする意欲や社会に貢献しようとする態度を育成する。	教育指導課
1-2	(8)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	②自分が生活する地域社会に関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進する。	令和3・4年度に改訂した小学校3・4年生用社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用した指導を促進した。	△ (概ね達成)	令和4年度から小学校4年生の改訂版社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」の活用を開始し、令和3年度から使用開始している小学校3年生用の副読本と合わせて、社会の一員としての自覚を育む教育を推進した。 令和4年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合は、49.9%(全国平均54.3%)であり、上昇傾向ではあるものの、地域社会に対する関心はまだ低い。	【7】	社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」の活用事例の共有を図り、地域社会への理解を促進していく。 また、自分が生活する地域や高槻のまちをテーマとした探究的な学習活動を通し、地域社会への関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進するよう、各学校へ指導・助言を行う。	教育指導課
1-2	(8)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	③児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育成するため、学習指導要領に則り、適切に指導を行う。	国旗・国歌の指導を学習指導要領に則って年間指導計画を作成し、適切に実施した。	○ (達成)	国旗・国歌の指導は学習指導要領に則り、社会科、音楽科、特別活動の各内容を関連付けながら年間指導計画を作成し、適切に実施するよう指導・助言を行った。国歌「君が代」は小学校学習指導要領においては、「いずれの学年においても歌えるように指導すること」とあるため、適切な時期に指導するよう指導・助言を行った。	無	学習指導要領に則り、年間指導計画の作成・実施を適切に行うことができるように、教育課程のヒアリング時等に、適宜指導・助言を行う。	教育指導課
1-2	(8)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	④児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自ら進路を選択する力を育成する。	高槻市進路指導研究協議会と連携し、進路選択を行うための支援を行った。また、各種奨学金制度についての情報を各学校・保護者に提供した。	○ (達成)	進路指導に必要な情報を随時提供することで、各学校の主体的な取組を支援することができた。また、各種奨学金制度について情報提供を随時行うとともに、障がいのある生徒や、日本語指導が必要な生徒等、配慮を要する生徒の進路指導に関しても、きめ細かな情報提供を行い、生徒が自ら進路を選択する力の育成につなげた。	無	児童生徒が将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成するために小学校段階からの9年間を見通した段階的な指導を進める。特に障がいがある生徒や日本語指導が必要な生徒等配慮を要する生徒や、長期の不登校生徒とその保護者に対して適切な説明や情報提供を行い、社会的自立に向けて主体的に進路選択ができるよう支援に努める。	教育指導課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-2	(9)人権教育の推進	①関係法令等を踏まえながら、学習指導要領に基づき、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進する。	各学校における人権教育の推進をめざし、人権教育研究学校として、市内で1中学校区を委嘱するとともに、市内の1中学校区で文部科学省の人権教育推進地域事業の指定を受け、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進した。また、その実践を市内で共有し、人権教育の充実を図った。	○ (達成)	文部科学省の人権教育推進地域事業指定校（第四中学校区）では、公開研究会を開き、日々の授業づくりと、小中一貫教育からアプローチする教育活動について、その研究成果を発表することができた。 また、人権教育研究学校では、人権教育の具体的な実践、研究の成果を人権教育資料集にまとめ、周知することで、各学校における学習内容や指導方法などの工夫改善に生かすことができた。	無	人権教育研究学校として、市内で1中学校区（令和5年度は、第四中学校区）を委嘱するとともに、令和5年度においても、市内1中学校区（城南中学校区）で文部科学省の人権教育推進地域事業の指定を受け、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進する。 また、その実践を他の小中学校と共有し、人権教育の充実を図る。	教育指導課
1-2	(9)人権教育の推進	②人権感覚と人権意識を育むために、児童生徒の発達段階に応じた人権教育推進計画を作成し、指導方法を工夫しながら人権教育の充実を図る。	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行った。	○ (達成)	児童生徒の実態を踏まえて作成した「人権教育推進計画」に基づき、各学校の課題に応じた校内研修を実施するなど、人権教育の計画的な推進を図ることができた。	無	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行う。	教育指導課
1-2	(9)人権教育の推進	③女性、子ども、障がい者の人権、同和問題、在日外国人、多様な性の在り方等、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育推進体制を整備し、計画的に指導を行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して各学校で行われている人権教育の具体的な実践の交流を図った。	○ (達成)	高槻市人権教育推進協議会の研究集会において、人権・部落問題学習、人権・共生教育、学力・進路、集団づくり・自主活動、多文化共生の分科会を開催し、具体的な実践の交流を行う等、計画的な推進を図った。 また、大阪府人権教育推進協議会三島大会では、高槻市の学校より実践報告が行われ、多くの教職員が参加し人権教育に関する学びを深め、人権課題の解決に向けて、人権教育の推進につなげた。	【8】	大阪府人権教育研究協議会三島大会での実践報告を各学校の取組につなげるとともに、高槻市人権教育推進協議会の研究集会への積極的な参加を促し、各学校での人権教育の推進につなげていく。	教育指導課
1-2	(9)人権教育の推進	④集団の中で一人一人を尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切にす態度を育むため、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり、集団づくりを行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して市内各学校の教育実践の交流を行い、インクルーシブ教育の理念や人権尊重に根ざした「ともに学び、ともに育つ」教育活動の更なる充実を推進した。	○ (達成)	「ともに学び、ともに育つ」教育活動の充実に向けた教育実践の交流を通して、各学校のよりよい実践につなげ、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえた学校づくり、集団づくりを推進した。	無	障がい理解教育について、保護者の理解を啓発するとともに、全教職員の共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実や児童生徒同士の相互理解が深まるよう、一層の推進を図る。	教育指導課
1-2	(10)生徒指導の推進	①学校の教育活動全体を通して、豊かな人間性を育む指導や、成長を促す指導の充実を図る。	児童・生徒支援コーディネーター連絡会を実施するとともに、各学校での魅力ある学校づくりを推進した。	○ (達成)	児童・生徒支援コーディネーター連絡会を開催し、不登校の未然防止の取組について交流を行った。また、各学校で意識調査や社会性測定用尺度、PDCAシートを活用するなどし、魅力ある学校づくりを推進した。	無	不登校の減少に向けて、新規数の抑制とともに、不登校の兆しのある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への自立支援を組織的に行えるよう指導・助言を行う。	教育指導課
1-2	(10)生徒指導の推進	②全教職員が共通認識のもと、組織的に一貫性をもって対応できるよう校内の生徒指導体制を整備するとともに、児童生徒が抱える個別の課題に対し、適切で効果的な指導や支援を組織的且つ継続的に行う。	生徒指導主事等連絡会、小学校生徒指導担当者連絡会、小中生徒指導担当者連絡会等を実施するとともに、学校だけでは解決困難な事案に対して、学校問題解決チームを派遣した。	△ (概ね達成)	生徒指導主事等連絡会、小学校生徒指導担当者連絡会、小中生徒指導担当者連絡会を実施し、生徒指導担当者を中心とした各学校の組織的な生徒指導体制の構築を図った。暴力件数を含む問題行動は減少し、積極的ないじめの認知により早期対応・早期解決につながった。また、学校だけでは解決困難な事案に対して、学校問題解決チームを派遣し、各学校の指導体制への支援を行った。 近年、不登校は急増しており、令和4年度は過去5年間で最も多くなっている。とりわけ、小学校段階の増加が顕著である。不登校が長期化すれば、学力や社会性の育成が阻害され、義務教育の根幹に関わる喫緊の課題である。令和4年度から2年間で、2つのモデル中学校区（第七中学校区、第十中学校区）を不登校児童生徒支援推進モデル校区に指定し、学習面でのつまずきが、不登校の継続や学校への復帰を妨げる要因であると捉え、学習指導の視点を取り入れた不登校支援の研究を行っている。成果としては、新規不登校が市内全体と比較して低くなっており、不登校の抑制に一定の成果があった。	【9】	各学校においては、いじめ生起後の対応に困難を生じるケースが増加している。いじめが生起した後の支援や指導を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強い指導を積み重ねることが重要であり、教職員、保護者など関係する大人が連携して取り組めるよう、「学校問題解決チーム」の派遣など、学校支援を行う。 令和5年度は、不登校児童生徒支援推進モデル校区の2年目の取組として、児童生徒が目標に向けて学習する経験を通して充実感や自信を育み、登校意欲の向上が図られるよう「漢字検定」に取り組み、研究の成果のまとめと発信を行う。 センターの不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かし、また、学習指導の視点を踏まえた不登校支援の研究の成果を取り入れ、校内適応指導教室「校内エスペランサ（仮称）」の全校設置を含めた、新たな不登校児童生徒の支援の仕組みを確立する。	教育指導課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-2	(10)生徒指導の推進	③体罰や威圧的な指導を根絶し、正しい児童生徒理解と信頼関係を基盤とした粘り強い指導や支援によって、自己指導能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境を確保する。	各学校で「問題行動への対応指針」を活用するとともに、生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の生徒指導に関する対応について指導・助言を行った。	○ (達成)	各学校で、学校の実態に応じた対応指針を作成し、活用できた。また、年間2回の生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の状況を把握するとともに、学校の間組や生徒指導に関する対応について指導・助言を行い、児童生徒が安心して学ぶことができる環境作りを推進した。	無	発達障がいなど配慮や支援が必要な児童生徒の中には、いじめの加害や被害になったり、また不登校などの課題を抱える場合が多いことから、特別支援教育に関する研修等を行い、教員が、児童生徒の課題や特性を理解した上で、生徒指導を行うことができるよう学校支援を行う。	教育指導課
1-3	(11)安全教育的の充実・推進	①学校安全の3領域「生活安全」「交通安全」「災害安全」に係る教育を計画的に実施する。	学校安全の3領域を網羅した安全教育副読本「たかつき安全NOTE」を活用しながら系統的・体系的な安全教育を実施した。 また、学校安全の3領域の観点から作成した校区安全マップを全児童生徒に配付するとともに、安全教育・安全指導に活用した。	○ (達成)	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用を通じて、学校安全の3領域についての児童生徒の理解を深めることで、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図った。特に「たかつき安全NOTE」については、教職員向けの活用説明会及びセーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校で「たかつき安全NOTE」を活用した公開授業を開催し、教職員へ「たかつき安全NOTE」の活用を推進した。 また、従来の学校安全計画の様式を、セーフティプロモーションスクール認証校の間組を反映したものへと見直しを行うことで、安全教育を学校安全計画に位置づけがしやすいようにした。	【10】	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進し、学校現場での一層の普及に努めていくとともに、発生する課題等を抽出・分析し、さらに効果的な活用が図れるよう取り組んでいく。 また、「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用好事例を、セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校の間組成果を中心に収集、学校安全推進責任者会議等を通じて各校へ活用好事例を普及することで、各校での安全教育がより効果的に実施されるよう図る。 学校安全計画に、安全教育が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う。	学校安全課
1-3	(11)安全教育的の充実・推進	②災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組む。	災害発生時に児童生徒が主体的に行動する態度を養うために、各校で非常時を想定したより実践的な避難訓練（保護者への引き渡し訓練、集団下校の地区ごとの体制の確認、教職員がいない状況での避難訓練、地域と連携した避難訓練等）を実施した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議を通じて、実践的な避難訓練のポイントや好事例等の周知を図った。 「（地震の避難訓練において）余震の発生を想定」「被災後の停電を想定」「悪天候でも避難訓練を実施」等の、現実起こりえる状況を想定した実践的な避難訓練の工夫に努めた学校が、特に小学校で増加していた。 また、市主催の「高槻市全域大防災訓練」において、各校で風水害に対する災害への備えとして①災害リスクを知る、②命を守るための知識や心構えを身に付ける、③正しい情報をもとに適切な行動をとるの3つ観点から間組を実施し、間組から得られた課題や気づきを各校の危機管理マニュアルの改善につなげることができた。	【11】	セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校で蓄積した実践的な避難訓練の好事例を、学校安全推進責任者会議や公開実地訓練等を通じて各校へ発信していくことで、各校の避難訓練の改善及び充実へつなげていく。	学校安全課
1-3	(11)安全教育的の充実・推進	③教職員の学校安全に関する意識や対応能力、指導力を高めるとともに、安全教育に係る教材の充実を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、気象災害への対応や児童生徒の発達の段階に応じた安全教育や組織活動、セーフティプロモーションスクール認証校区の間組等の発信を通じ、各校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。 また、「たかつき安全NOTE」や「校区安全マップ」と併せて、時期に応じて関係機関から提供される安全教育教材や安全啓発品を、各校での活用を推進することで、安全教育に係る教材の充実を図った。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議における情報提供のほか、6月の「子どもの安全確保推進月間」において、教職員による学校施設・設備の総点検や、大阪府北部地震を風化させないための間組としての児童生徒への防災教育の実施等を通じて、教職員の安全意識の高揚に努めることができた。 また、熱中症事故や水難事故等、季節性を伴う事故や災害の防止に向けて、「たかつき安全NOTE」や「校区安全マップ」、各種注意喚起通知と併せて、他機関の提供する安全教育教材を時機を捉えて提供し、児童生徒の安全確保を図ることができた。	【12】	学校生活や登下校中における児童生徒自身の危機予測能力・回避能力や、安全に対する更なる意識の向上を図る必要がある。そのため、学校安全推進責任者への情報や知識の提供を始め、各校に持ち帰った成果を現場で着実に活用させるための支援を適切に行い、児童生徒の実態に応じた展開を図っていく。 また、学校管理職との情報共有及び学校安全推進責任者会議や教職員向けの研修を活用し、教職員の安全に関する意識・知識の向上を図る。	学校安全課
1-3	(12)健康教育の充実・推進	①健康に関する知識を身に付けることや健康な生活を実践することについての資質・能力を育成する。	教育課程ヒアリング時に体育科・保健体育科の年間計画を確認するとともに、発達段階に応じた資質・能力を身に付けられるよう指導・助言した。	○ (達成)	体育科・保健体育科において、実生活に則した事例を基に、事例と自分の生活を結びつけた知識の理解を深め、自他の健康に感心を持ち、生涯を通じて健康の保持増進や回復に向けて主体的に取り組むことができるような指導内容や指導方法の工夫改善を進めることができた。	無	引き続き、学習指導要領の体育科・保健体育科に示された健康の保持に関する内容を児童生徒が確実に習得できるようにするとともに、社会の変化に伴う新たな健康課題の解決に向け、心の健康や生活習慣病などの予防についての内容を充実させるよう、指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-3	(12)健康教育の充実・推進	②望ましい食生活を身に付けるために、調理実習や農業体験等の体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、地域や家庭と連携し、食に関する指導を実施する。	各学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、計画的に取り組むよう指導・助言を行った。農業関係者等の協力を得ながら、農業体験学習を推進した。	○ (達成)	「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育全体を通じて、地域や家庭と連携し、食に関する指導を推進することができた。また、農業体験学習を通じて、農業や環境に対する理解を深め、食に関する興味関心を高めることができた。	無	引き続き、児童生徒の実態を踏まえつつ、体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、各学校が、家庭や地域と連携・協力しながら指導ができるよう指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課
1-3	(12)健康教育の充実・推進	③食を大切に作る心の育成や食に関する正しい知識の習得、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進する。	地元産の米や野菜などを学校給食に使用することで、地産地消の取組を推進した。	○ (達成)	地元産米「ヒノヒカリ」を使用した米飯給食を週3回を目安に実施した（年間使用量251,480kg）。また、地元産米を使用した米粉パンを年4回実施した。地元農家の協力を得て、じゃがいも、たまねぎ、大根、干しいたけを学校給食に使用した（年間使用量9,692kg）。また、「高槻農産物の日」を設け、全小中学校で地元産野菜を提供し、児童生徒に高槻の農業への関心が高まることになった。小学校は、9月徴収分から学年末までの給食費を無償化した。また、中学校は、通年で給食費を無償化した。	【13】 〈1～2〉	引き続き、地産地消の取組を継続し、食育の推進に努めていく。	教育指導課・保健給食課
1-3	(13)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査等各種データをもとに、児童生徒の体力や運動習慣の実態を把握し、改善に向けた取組を通じて、体力の向上に関する組織的・継続的な検証改善サイクルを確立する。	体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。	△ (概ね達成)	調査結果等各種データを元に各学校における児童生徒の体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校（59校）で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和3年度）と比較して体力合計点が、小学校の男女と中学校の女子で下回ったが、中学校の男子は上回る結果となった。「高槻市学校事故調査委員会」答申（令和3年12月24日）の内容を踏まえ、安全に配慮した指導の徹底について周知を行った。	【14】	全小中学校で、授業等の工夫・改善の視点から「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定する。高槻市教育研究会と連携した授業改善の取組の推進を図る。連携型小中一貫教育の枠組みを活用し、小中学校の教員が互いの授業を参観したり、合同で指導案を作成したりなどの、連携した取組を促進する。また、小学校高学年の指導を、専門性のある中学校の教員が行うなど、教科担任制の拡充を図る。体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と、活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	教育指導課
1-3	(13)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	②体育科、保健体育科の授業においては、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することにより、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう指導する。とくに、安全に留意する態度の育成を図る。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、運動の楽しさや喜びを実感することができるような授業づくりを行うよう、指導・助言を行う。	△ (概ね達成)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた体育指導の研修や、市教研体育部会・保健体育部会による研究活動を通じて、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ。その結果、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校は女子、中学校は男女とも令和3年度と比較して上昇した。	【15】	引き続き、研修や研究の機会等を通じて、全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、また、運動の楽しさや喜びを実感することができる授業づくりを行うよう、指導・助言を行う。水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について検討を始める。	教育指導課
1-3	(13)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	③児童生徒の運動習慣を育むため、特別活動や運動部活動等、学校教育活動全体を通じて、体を動かす機会の充実を図る。	児童の体力向上と運動やスポーツに親しむ意欲を育むため「小学校なわとび検定」を実施した。また、中学校における部活動の活性化を図るため、中学校総合体育大会を開催した。	△ (概ね達成)	「小学校なわとび検定」を38校が実施するとともに、中学校総合体育大会には、市内公立中学校（18校）と私立中学校（2校）の計20校が参加した。令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和3年度）と比較し、1週間の総運動時間が、小中学校の男女とも上回る結果となった。	【16】	「小学校なわとび検定」を実施するとともに、中学校総合体育大会を開催する。各学校において、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実が図られるよう指導・助言を行う。	教育指導課
1-3	(13)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	④体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	○ (達成)	体育の指導に係る教員に対して学校安全研修を開催し、体育活動における安全指導について、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行った。令和4年度は、水泳指導が3年ぶりの実施となったため、特に、留意点を各学校に通知し、児童生徒の安全管理及び安全指導の徹底を図った。	無	引き続き、体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	教育指導課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
1-3	(13)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	⑤児童生徒の健やかな体を育成するため、家庭や地域との共通理解を深め、協働した指導の充実を図る。	中学校では専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣するとともに、武道を安全かつ円滑に実施するため、各学校に外部講師を配置した。	○ (達成)	中学校の部活動の活性化を図るため、専門的な技術指導力を備えた外部指導者を810回派遣した。武道を安全かつ円滑に実施するため、中学校4校に外部指導者を配置し、教員と連携して指導計画を立て授業にあたった。	無	今後の部活動の在り方については、庁内の検討会議を立ち上げ、部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行に関わる事項を議題にし、新たな部活動の運営の在り方について検討を開始する。	教育指導課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	①学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保する。	各種改修工事及び実施設計等を実施した。 (実績値参照)	○ (達成)	年度計画に基づき校舎改修のほか、トイレ整備、エレベーター設置、空調整備等を実施し、施設の老朽化対策や安全で快適な教育環境を充実させることができた。	【17】 〈1～7〉	本市の学校施設は昭和40年代に建設されたものが多く、老朽化が進行している。そのため、令和元年度に策定した「学校施設整備方針」に基づき、施設の長寿命化を図るとともに、コスト縮減と教育環境の充実との両立を目指し、事後保全から予防保全への転換を図っていく。空調整備について、普通教室等のエアコン更新と未設置の特別教室への設置については、令和6年3月までの設置を進める。また体育館については、令和5年度から令和7年度までの3年間で全校への設置を進める。トイレ整備については、次期計画の作成に向けて取り組み、洋式・乾式化の一層の推進を図る。	学校安全課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	②学校施設における全てのブロック塀等を撤去する。	主に1段のブロック塀等を撤去した。 (小学校22校、中学校5校)	○ (達成)	安全・安心な学校施設にするため、ブロック塀等の撤去等を行った。平成30年度から5か年計画で取り組んでおり、当初の計画通り完了した。	【18】	事業完了	学校安全課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	③学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図る。	1.教職員が実施する施設点検について、学校安全推進責任者会議での説明や希望校でのワークショップの実施を通じて、より一層の安全確保を図った。 2.小学校に警備員の配置を行い、学校と連携し、児童在校時における安全確保に努めた。 3.登下校時の児童の安全確保のため、小学校区における幹線通学路の整備要望及び市PTA協議会実施「通学路安全推進月間」に関する取組要望、「通学路における危険と思わる箇所連絡窓口」に寄せられた情報について、関係機関と連携し、現地調査等を踏まえ所要の改善・調整を行った。	○ (達成)	1.説明やワークショップでの学びを通じて、教職員による点検がより適切なものになった。 2.警備員を配置したことによって、在校時の児童の安全確保を図り安全な学校環境を維持することができた。 3.通学路の安全確保については、「通学路安全プログラム」のもと、関係機関との連携を深化させながら、課題の解消に向けて粘り強く取組を進めることができた。	【19】	1.引き続き、教職員と連携した施設点検の体制構築に向けて取り組む。 2.小学校への警備員配置は不審者侵入防止対策の要として機能しており、引き続きの配置を行うとともに、不審者侵入に対する対応策と校内の情報共有システムの強化を検討していく必要がある。 3.通学路については、「通学路安全プログラム」のもと、一斉点検調査等の取組を進め、PTAや地域住民等との連携の中で、安全確保のより一層の推進に努めていく。	学校安全課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	④学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直し等を行い、学校の安全体制の強化を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、気象災害への対応や児童生徒の発達の段階に応じた安全教育や組織活動、セーフティプロモーションスクール認証校区の取組等の発信を通じ、各校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った（再掲）。また、学校安全推進モデル校区である第三中学校区において、セーフティプロモーションスクール認証取得に向けて学校安全についての組織的取組を推進した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議で、セーフティプロモーションスクール認証校区の取組について適宜共有を行うことができた。また、従来の学校安全計画の様式を、セーフティプロモーションスクール認証校の取組を反映したものへと見直しを行うことで、安全教育が組織的かつ計画的に実施されるよう、学校安全計画に位置づけがしやすいようにした（再掲）。学校における危機事象を想定し、校長会・教頭会・学校安全推進責任者会議において、警察・消防等の専門機関から得られた知見やこれまでの取組等について周知を行い、教職員の意識及び知識の向上を図った。	無	セーフティプロモーションスクール認証校区の取組や学校安全に関する取組状況調査の結果から得られた知見を各学校に拡げていくことを通じて、学校全体の学校安全に係る水準の向上を図っていく。また、各校に配付した危機管理マニュアル（テンプレート）を、各校の実態に応じた形へと活用を推進するとともに、学校安全計画に、安全教育が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う（再掲）。	学校安全課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	⑤セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力等、子どもを見守る安全活動への市民参画を推進する。	セーフティボランティアについては、活動物品の作成や活動保険加入、研修会の開催を通じて支援を行った。 「こども見守り中」の旗については、子どもを地域で見守り育てる意識づくりを推進するため、掲示協力を地域・家庭に呼び掛けた。 また、高槻警察署の「スクールサポーター」とともに、全小学校の登下校を巡回し、児童生徒の安全確保を図った。	△ (概ね達成)	登録者の高齢化の進展及び若年者層の登録者数の伸び悩みに伴い、登録者数が減少傾向にある。 そのため、啓発活動等を通じ、「ながら」見守り活動の周知を図ることで、活動に参加しやすい形の情報発信を行うとともに、高槻警察署を始めとした関係機関との連携を適切に図った。	【20】 〈1～2〉	今後も持続可能な見守り体制の構築に向け、セーフティボランティア登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力の呼びかけの一層の推進を図るとともに、他市の事例の調査を通じて、子ども見守り活動に対して、より参画しやすい手法等を研究していく。	学校安全課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	⑥学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援する。	物品の配付や警察等からの防犯情報の提供等を通じて、全小学校区に設置している「地域安全センター」の活動を支援した。	△ (概ね達成)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、学校、地域、警察、行政が安全に関して情報共有する場として、地域安全センターの活動を適切に推進することができた。	無	セーフティプロモーションスクールの取組により得た知見を全小中学校へ広げていく中で、コミュニティ・スクールとの連携等も検討していく。	学校安全課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	⑦新型コロナウイルス感染症において、適切かつ迅速な対応に努める。	国や府の方針等を注視し、各学校や保健所等の関係機関と連携しながら、感染拡大防止に努める。	○ (達成)	在校生の健診や就学前の健診において、消毒や感染防護用の消耗品等を用意し感染防止対策を施したほか、業者によるトイレの清掃回数を月2回から月3回に増やしたことで、学校内での感染抑制につながった。	無	引き続き、学校や保健所等の関係機関と連携し情報を共有しながら、感染拡大防止に努めていく。	教育指導課・保健給食課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	⑧学校環境衛生基準に基づく検査を実施する等、安全な環境の維持に努める。	各小中学校において、学校保健安全法に基づく教室の温度や湿度、プールの水質検査等の環境衛生検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努める。	○ (達成)	学校環境衛生基準に基づく検査として、教室等の空気検査、温度検査、飲料水検査等を実施したほか、水泳指導実施校では総トリハロメタン濃度検査を含むプール水質検査等を実施することで、健康的で快適な学習環境を維持した。	無	引き続き、学校環境衛生基準に基づく検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努めていく。	保健給食課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	⑨学校給食における食中毒を防止するため、調理場のドライ運用を徹底する。	各調理場において、ドライ運用マニュアルに基づいた運用を行うことにより、細菌等が繁殖しにくい低湿な環境を保つよう努める。	○ (達成)	継続してドライ運用マニュアルに基づいた運用を行い、細菌等の繁殖を抑えるなど衛生管理を徹底することで、安全安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、ドライ運用マニュアルに基づく指導を継続し、調理場における衛生管理の徹底と調理作業効率の向上に努めていく。	保健給食課
2-1	(1)安全・健康対策の充実・推進	⑩安全安心な給食を実施するため、食物アレルギー対応に関する指導を徹底する。	各小中学校において、食物アレルギー対応マニュアルや学校生活指導管理表等に基づき、誤食の防止の徹底やアレルギー発症時の適切な対応に努める。	○ (達成)	アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者には、毎月献立表と物資配合割合表を配付し、アレルギーの原因食品を含むメニューが配食されないように努め、代わりとなる代替食を持参してもらった。また、「鶏卵、うずら卵、牛乳」の3品目に限っては、調理段階で取り除いたものを個別の容器に入れて提供する除去食を実施したことで、安全安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、アレルギー対応マニュアルに基づく指導を継続し、安全安心な学校給食の実施に努めていく。	保健給食課
2-1	(2)学校の組織力の向上	①校長がマネジメント力を発揮し、各教職員の専門性を生かした組織運営や、外部の人材等を活用した学校運営を推進する。	学校の教育活動を充実するために、教職員の専門性を生かしつつ、専門的な外部人材を活用した学校運営ができるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	教育課程の届出に合わせて、全学校の校務分掌の状況を確認した。またそれをもとに教育課程ヒアリングにおいて全校を訪問し、学校の課題に応じた校内組織体制の構築に向けての指導・助言を行った。	無	各中学校区のめざす子ども像及び各学校の学校教育目標の実現のため、各学校が様々な職種の専門性を発揮した校内組織体制づくりが推進できるよう、指導・助言を行っていく。	教育指導課
2-1	(2)学校の組織力の向上	②首席・指導教諭やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営を推進する。	首席会を年間11回実施し、各学校の課題を交流した。指導教諭連絡会を年間1回実施し、初任講師への指導のあり方を交流した。	○ (達成)	首席会での交流を通して、各学校の首席の動きが分かり、経験の浅い首席の育成に繋がっている。経験のある首席にとっても他校の取組を知ることができ、自校の教職員に向けての助言内容が向上している。指導教諭は指導を行う教科がそれぞれ異なるが、連絡会を通じて指導力の向上策を示し、初任講師への指導方法について共通認識をもたせることができた。	無	首席会を定期的実施し、教育委員会からの情報伝達を行い、首席がより課題意識をもって学校運営に参画できるようにする。指導教諭は初任講師への研修実施と相談対応を推進し、活動の活性化を図る。	教職員課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-1	(2)学校の組織力の向上	③学校事務職員が適正な学校事務を通して学校運営に主体的に参画するとともに、共同学校事務室に関する研究を推進する。	市内全ブロックで学校事務共同実施や交流が行われるよう支援した。令和3年度の研究成果を受け、令和5年度設置予定の共同学校事務室に向けた制度等の調整を行った。	○ (達成)	令和5年度設置予定の共同学校事務室に向けた制度の変更を行った。実施に伴って、事務支援センター及び事務職員ブロック長会と説明・調整を行いながら、市内事務職員に向けて周知を進めた。現状、学校運営に参画し、適切な助言ができる事務職員がいる一方で、経験の浅い主事や臨時主事も多いことから全体の事務処理能力の向上に向けて共同学校事務室の適切な運営が必要となる。	無	事務職員が学校運営において専門分野において活躍できる体制の整備を行う。令和5年度より設置予定の共同学校事務室を活用し、事務支援センター及び事務職員ブロック長を核にしながら、市内の事務職員を指揮・指導していく体制を構築していく。	教職員課
2-1	(2)学校の組織力の向上	④いじめ・不登校・虐待等の悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するため、多様な相談窓口や専門家による相談体制を整備する。	心理、ことばの発達など教育上課題のある児童・生徒、保護者などへの面接相談を臨床心理士等の専任の相談員が行った。また子どもと保護者の教育に関する不安や悩みについての電話相談を実施した。	○ (達成)	面接教育相談は2,553件で、主訴別相談件数では、「発達」に関するものが最も多く、次に「不登校」や「ことば」に関する相談が続いた。「発達」に関する相談は年々増加し、発達の課題によって、特別な支援が必要な子どもたちの子育てに係る相談が増えている。また、主訴を背景に課題が複数に渡る複合的な相談も増加している。 電話教育相談は229件で、幅広い対象者からの相談が寄せられた。年齢別に見ると、小学生に関する相談が多く寄せられた。相談内容は、小学生は「発達・ことば」「不登校」に関する相談が、中学生は「子育て・しつけ」「不登校」にかかわる相談が多くなっている。 教育相談では、児童生徒本人や保護者にきめ細かく対応し、相談体制を充実することができた。	【21】	今後も多様なニーズへの対応や学校・関係機関等との連携が必要なケースの増加、いじめ問題等緊急事態に対する迅速な対応を行っていく。	教育センター
2-1	(2)学校の組織力の向上	⑤子どもや保護者等の教育上の不安や悩みを解消・軽減するため、専門家による面接相談や電話相談、関係機関との連携等を充実する。	全中学校区に加え、6校を拠点校とした小学校にスクールカウンセラーを配置した。また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。	○ (達成)	全中学校区に加え、6校を拠点校とした小学校にスクールカウンセラーを配置し、その他必要に応じて派遣するなど、学校での教育相談体制の充実を図ることができた。 また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、児童虐待や福祉的な支援が必要な家庭を背景に抱える児童生徒のアセスメント・プランニング、また他機関との連携につなげることができた。	【22】	学校での教育相談体制を充実させるとともに、スクールカウンセラーのケース会議等への参加についても促進していく。 増加する不登校や虐待等の課題に対し、家庭への多様な支援方法を検討しながら、課題解決を図っていく。	教育指導課
2-1	(2)学校の組織力の向上	⑥教職員の働き方改革を推進し、学習指導の質の向上等、教育活動を効果的に行うことができるよう、教員の業務の質的転換を図る。	校務支援システムの効果的な運用に向けて、管理と改善を図ることで教職員の働き方改革を推進する。	△ (概ね達成)	令和3年度から導入した校務支援システムを、校長会等と連携し、課題を整理しながらよりよい運用ができるよう、随時マニュアル等の改善を行い、教職員の負担軽減を図った。手続きに費やす時間を短縮し、教育活動に時間的な還元ができるよう開発企業と会議を複数回もち、システムの改修を都度行っている。一方では校務支援システムへの操作が不慣れなことや確認不足等からミスが生じたことがあり、教職員へのマニュアルの周知徹底を図ることが課題である。	無	現状の業務の流れを一層踏まえたシステムになるよう改良を続け、学校現場の働き方改革を後押ししていく。 校務支援システムの運用については、操作マニュアルの確認や、複数人での点検について、学校に周知徹底を図る。 児童生徒にとって、最も影響力のある教育環境は教員であることを自覚させ、働き方改革により、教員の本来担うべき学習指導、生徒指導の優先順位を上げ、教員の資質・能力の向上への取組を、より一層推進する。	教育指導課・教職員課
2-1	(2)学校の組織力の向上	⑦高槻市個人情報保護条例及び高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、学校園が作成・保管する個人情報の保護及び公文書等の適切な管理を徹底する。	高槻市学校教育情報セキュリティポリシーを徹底し、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識の取得を目的として、全教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。	○ (達成)	教育センター主催「情報教育担当者会」にて、情報セキュリティ対策の徹底についての研修を行った。 オンライン授業の実施においては、「オンラインを活用した学びの保障等に関する留意事項について」に基づき、個人情報保護を行ったうえで、実施した。 全教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施し、休職中の教職員を除く、2,155人が受講した。また、高槻市学校教育情報セキュリティポリシーに基づき各校の情報セキュリティ状況を確認するため、自己点検を実施し、結果を学校にも周知し、情報セキュリティの啓発に努めた。	無	経験の浅い教員等の認識不足による不適切な取扱いにつながらないよう、各学校においては、毎年定期的に研修を実施するよう指導する。 高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの理解、教育上好ましくない情報及びインターネット環境に関して、職員等に対して定期的に研修を実施する。	教育指導課・教育センター

重点 目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4 担当課
2-1	(3)教職員の資質・能力の向上	①「高槻市教職員研修方針」に基づき、経験の浅い教職員、ヤングリーダー、ミドルリーダー、管理職等各キャリアステージに応じた教職員研修や、本市の教育課題に即した教職員研修を効果的、計画的かつ体系的に実施することで、「学び続ける教職員」を支援し、教職員の資質・能力の向上を図る。	教職員の資質・能力、実践的指導力の向上を目指し、自ら学び、成長する教職員の育成と指導・支援の充実を図ることを目的に、教科指導、道徳教育、学校安全、情報教育、特別支援教育に関する研修を企画、実施した。 学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。 共同調査授業研究を推進するヤングリーダーを育成することを目的とした「授業力向上実践研修」を実施した。	○ (達成) 「教育公務員特例法」の改正により、令和5年4月1日から教員の研修履歴の記録を作成が行われることになったため、その準備を行った。併せて、大阪府教員等研修計画の改訂を踏まえ、「学び続ける高槻の教職員（高槻市教員等研修計画）」（令和5年4月改訂）の見直しを行った。 初任者研修（1年次）20回、フレッシュ・スキル研修5回、フレッシュ・教師力研修13回、管理職研修13回、教務主任等研修5回の他、授業力の向上に向けた研修、教職員のキャリアステージや職能、教育課題等に応じた研修を企画、実施した。（オンライン研修含む） 教育センター研究校からの依頼を中心に、学校訪問による校内授業研究支援を延べ173回実施し、2,772人の教職員が参加した。教育センターにおける研修と合わせると、実施回数は440回、参加人数は11,698人であった。 集合研修とオンライン・オンデマンド研修を効果的に組合わせて、教職員の資質・能力の向上を図った。 共同研究推進担当者会では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、実践校の取組報告などを通して、各校に広く発信及び普及し教員の資質・能力の向上に寄与した。また授業力向上実践研修では、各小中学校で推薦を受けた7名の教員を対象に、指導展開や指導方法等に関する継続的な研修を実施し、高槻市の授業研究の中核を担う人材を育成した。 「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする学習指導拠点校（第一中学校）を委嘱し、研究を進めた。学習指導拠点校において、研究体制、研究内容の共通理解を図り、研究の推進に向けた体制作りを行った。（再掲）	【23】 〈1～3〉	「学び続ける高槻の教職員（高槻市教員等研修計画）」の改訂を踏まえ「高槻市教職員研修基本方針」の見直しを行う。 「研修履歴管理システム」については、国が令和6年度より研修履歴管理システムの提供を開始する予定である。共同研究推進担当者会は、自校だけでなく、校区で子どもにつけたい力を見据え、各学校へのヒアリングも行いながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を実施する。 学習指導拠点校を、学習指導拠点校区と設定し、学習指導の改善について研究を行い、その成果を普及することで市内教員の指導力向上を図る。（一部再掲）	教育センター
2-1	(4)教育環境の整備	①より質の高いICT教育の実現に向けて、ICT機器を適切に維持管理し、計画的に更新する。	小学校教職員端末及び中学校のノート型端末の更新、中学校の電子黒板機能付きプロジェクタを更新した。 オンラインによる会議や研修の実施のほか、児童生徒間の交流の実施等、ICTを効果的に活用した取組を行った。	○ (達成) 機器の老朽化に伴い、小学校教職員端末及び中学校のノート型端末の更新を行った。中学校の電子黒板機能付きプロジェクタについて、5年間で更新する計画の2年目の更新を計画通り行った。なお、GIGAスクールの推進に伴い経年劣化の状況が前年度よりも著しく進行しており、子どもたちの学習活動に影響が出ていることから、未更新分について次年度に前倒しして更新が必要であると考えている。 GIGAスクールにより大きく変化した学校ICT環境を、より効果的効率的に利用できるシステムの検討を行うため、高槻市教育ネットワークシステム検討委員会を設置し会議を開催した。 各学校において、オンラインによる会議や研修、児童生徒間の交流について、朝礼や職員会議、コミュニティスクール連絡会、研究授業や校区研修、市生徒会交流会、校区での発表交流等、様々な活用を行った。また、夏季教育セミナーについて、オンライン配信の取組を行った。	無	各種ICT機器について、計画的に更新を行う。 教育ネットワークシステム検討委員会において、現在の課題を解決し、より効果的効率的に利用できる、あるべきシステムについて検討を行う。 効果的に実施されているオンラインによる会議や研修、児童生徒間の交流について推進する。	教育センター

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-1	(4)教育環境の整備	②学校図書館の機能強化に向けて、計画的な蔵書の更新と環境整備を行う。	各学校の司書教諭等で構成される高槻市学校図書館運営協議会及び司書教諭連絡会で、学校図書館の整備充実のための各学校の取組を交流し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能強化を図った。	○ (達成)	各学校が、蔵書管理について見直しを図るとともに、計画的に蔵書の更新を行った。また、学校図書館運営協議会及び司書教諭連絡会において、図書を選定・廃棄や蔵書構成について指導・助言を行い、学校図書館の機能強化を図った。	無	学校図書館の環境整備としては、令和5年度から令和8年度の4年間を「学校図書シン100万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図る。また、学校司書については、連携型小中一貫教育の枠組みをいかし、今後、学校司書を配置できるよう準備を進める。 学校図書館が、タブレット、図書、辞典、新聞等の情報ツールのそれぞれの特長を生かした活用方法を学べる場となるよう環境整備を推進する。各学校における図書の選定・廃棄が適切に行われるよう、司書教諭連絡会において引き続き指導・助言を行う。また、学校図書館と市立図書館のよりよい連携の在り方についても、引き続き市立図書館と連携し研究を進める。	教育指導課
2-1	(4)教育環境の整備	③障がいにより配慮を要する場合には、児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を受けることができるよう学習環境の整備を進める。	生活介助支援員、学習活動支援員の配置を行った。 また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して看護師免許を持つ医療的ケア支援員を配置した。	○ (達成)	命にも関わる障がいのある児童生徒の医療的なケアや、特別支援教育支援員を配置し、学校で過ごすうえで合理的な配慮を要する児童生徒の生活面や学習面の支援を行った。 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、看護師の配置体制を整備し、よりよい医療的ケア実施体制を構築することができた。	【24】 〈1～2〉	看護師配置や通学支援等、学校生活支援のための医療的ケアについての体制整備に引き続き取り組む必要がある。 一人一人の障がいの状況に応じた学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備、とりわけ通級指導教室の増設については計画的に推進する。	教育指導課
2-1	(5)小中一貫教育の推進	①これからの時代を生きる子ども達に必要な力を育む義務教育9年間の一貫性・継続性のある学習指導、生徒指導を推進する。	中学校区ごとに小中連携を推進する会議を設置するとともに、各学校に小中連携担当者を配置し、中学校区が連携した教育を推進した。 義務教育学校の設置に向けた先進校研究や検討を行った。	△ (概ね達成)	学校内において小中一貫教育を推進するための校務分掌を工夫し、連携会議や授業研究会を開催する等、学校間の相互理解と連携を図ることができた。 全中学校区でのコミュニティ・スクールの導入を見通し、中学校区のめざす子ども像を実現するためのグランドデザイン（基本方針）の見直しを行った。 義務教育学校の設置に向けた先進校研究や検討については、すでに設置している4市を訪問し先進校視察を行った。	無	これまでの連携型小中一貫教育の成果をさらに高めるため、義務教育学校の研究を進めるとともに、全中学校区でのコミュニティ・スクールの導入を見通し、校長のリーダーシップのもと、義務教育9年間の一貫性、継続性のある学習指導・生徒指導を推進するとともに、義務教育学校の設置に向けた検討を行っていく。 また、市の教育課題に即し、希望した教員を異動させることができるトライシステムを活用し、校種間の人事交流を促進する。	教育指導課
2-1	(5)小中一貫教育の推進	②幼児教育等の連携や高等学校、大学等の「縦の接続」を強め、学校教育の質の向上を図る。	各学校に対し、異校種の学校と子どもの様子を交流するなど連携を積極的に行い、教育課程の編成や児童生徒理解に活かすように指導した。 小学校入学直後の生活を円滑にするために幼児期の教育と小学校の教育をつなぐ「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」を共有し発達の流れの理解に努めた。	○ (達成)	全ての小学校で幼稚園・保育所・認定こども園と、体験入学や入学に係る連絡会、連携会議、合同研修などを実施したり、全ての中学校で高等学校と、体験入学や進路に係る連絡会などを実施したりすることで、「縦の接続」を強めることができた。	無	隣接校種との連携を中心に、異校種との連携を進め、校種間の段差を低くするとともに、子どもの深い理解に基づいた教育活動を実施するよう指導していく。 「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」の共有と幼児期から学童期への発達の流れを理解し、幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続に努める。	教育指導課・ 保育幼稚園総務課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課	
2-1	(6)「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	①学校運営協議会を設置した中学校区の実践や研究成果を共有するとともに、将来的に全ての中学校区でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を目指し、家庭・地域が学校教育に参画し、協働して子ども達の社会を生き抜く力を育成する「地域とともにある学校づくり」を推進する。	コミュニティ・スクール導入に係るモデル中学校区を指定し、学校運営協議会設置に向けた連絡会の開催や研修、中学校区の経営ビジョンや教育目標等の策定に向けた検討、学校運営協議会の運営など、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進した。	○ (達成)	令和4年度は、第1期モデル中学校区である2中学校区（第八中学校区、城南中学校区）に本市で最初の学校運営協議会を設置し、各中学校区3回の会議を通して、学校の教育活動を地域と共有した。また、本市の学校運営協議会の運営モデルを構築することができた。 第2期モデル中学校区として新たに3中学校区（第一中学校区、第七中学校区、第十中学校区）を指定し、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、設置準備を行った。 他中学校区に対しては、校長・教頭対象の研修や各校の担当者研修を実施し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の意義や仕組みについての理解を促進した。	無	令和5年度は、第2期モデル中学校区である3中学校区に学校運営協議会を設置し、会議の運営を通じて、本市の学校運営協議会の運営モデルの検討・改善を推進する。 また、第3期モデル中学校区として新たに4中学校区（第三中学校区、柳川中学校区、五領中学校区、冠中学校区）を指定し、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、設置準備を推進する。特に、第三中学校区、柳川中学校区については、分散進学の問題について整理、検討を行う。令和7年度を目途に全中学校区への設置を目指し、全ての中学校区で準備を進める。	教育指導課
2-1	(7)幼児教育等の充実	①一人一人の発達課題に応じたきめ細かな指導の工夫に努め、幼児期にふさわしい生活の中で、子どもの自発性や主体性等を育む。	幼児理解を深め、環境を通して子どもの発達課題に応じた援助・支援を進める保育内容の充実を図った。	○ (達成)	研修や日々の会議等を通して個々の幼児の発達課題を職員間で共有し、一人一人に応じた丁寧な支援・援助につなげることができた。さらに、幼児が自分から環境に関わり豊かな体験ができるよう、環境の再構成や援助の工夫等、保育内容の充実に努めた。	【25】	公開保育や複数園での研修会を通して実践事例を報告し合い、多方面から幼児の姿・育ちや課題を共有し、遊びや身近な環境、豊かな体験を通して子どもの自発性や主体性等を育むよう努める。	保育幼稚園総務課
2-1	(7)幼児教育等の充実	②教育内容の充実と改善につながるようなカリキュラム・マネジメントに努める。	園内研修において計画的に教育活動を実践し振り返り、評価・改善を行った。	○ (達成)	週案や日々の記録、また公開保育などを通して保育を振り返り、指導の過程についての反省や評価を適切に行い指導計画の改善に努めた。	【26】	指導計画の改善を通して環境の再構築を行い、幼児理解を深めるとともに教育内容の向上を図る。	保育幼稚園総務課
2-1	(7)幼児教育等の充実	③教職員の課題に応じた研究・研修の充実を図る。	経験年数に応じた研修に参加し、教員の資質向上に努めた。	○ (達成)	新規採用者研修や10年経験者研修などを通して、個々の課題に応じた保育力向上につながった。また、次世代育成につながる幼児教育アドバイザーの育成に努めるとともに、オンデマンド研修を活用するなど経験のある教諭が研修を重ねたことで、各個人の資質向上につながった。	【27】	職員一人一人が子どもの人権に対する確かな感覚を養い、認識を深め、幼児教育・保育に対する基礎的理解を深めるとともに、力量を高めるための実践的な研修に取り組む。	保育幼稚園総務課
2-1	(7)幼児教育等の充実	④異年齢児学級保育の中で自尊感情・自己有用感等、豊かな心を育む。	各学年の発達過程、姿や実態を踏まえた中で、遊びや生活、環境を通して子ども同士のかかわりで自他の違いを認識したり、心が動いたりする実体験を大切に保育を行った。	○ (達成)	異年齢での生活の中で、子ども同士が他者への思いを深め、5歳児が3、4歳児なりの遊びを認め励ますなど、温かく応答的な関わりが多く見られ、子どもたちの遊びがより発展した。 異年齢活動の中でも、教諭が、学年や発達過程によるそれぞれの興味関心に応じた関わりを意識するとともに、教諭間で子どもの関わりや姿を会議等において共有することで、子どもたちの豊かな遊びにつなげていくことができた。	無	異年齢集団の中で他者へのいたわりや思いやり、憧れの気持ちや態度、新たな活動への期待、挑戦意欲などの心の育ち、人と関わる力の育成などを目指し、自尊感情や自己有用感を高める保育につなげる。	保育幼稚園総務課
2-1	(7)幼児教育等の充実	⑤年齢別活動等にも取り組み、学年の育ちの保障に努める。	学年活動の時間を設け、各学年の発達過程を踏まえて学年に応じた生活や遊びに取り組んだ。	○ (達成)	学年活動の時間は、多数の同年代の子ども同士が活動する中で、気持ちを伝え合い、時には協力するなど、相互に影響し合う機会をもった。特に就学前である5歳児にとって十分に自己を発揮できる場となるような計画を意識して立てた。	無	計画的に学年別活動の時間を設け、同年齢で刺激し合いながら活動に取り組むなどの多様な体験を重ねる中で、他の園児と協力したり支え合ったりして遊ぶ楽しさを経験しながら、ともに育つ保育に努める。	保育幼稚園総務課
2-1	(7)幼児教育等の充実	⑥認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解の推進と体制の確保、及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	地域の小学校の教師と就学前施設の職員とが会議を通して、子どもの実態や課題について共有する事ができた。	○ (達成)	研修を通して保・幼・認定こども園の施設の相互理解を図り、それぞれの課題などを共有することができた。また、小学校とも校区連携会議を通して中学校区内の子どもの実態や課題について話し合うことができた。	無	保・幼・認定こども園の課題を共有しさらに相互理解の推進を図るとともに、引き続き校区連携を通して教職員同士が地域の子どもの実態や課題を話し合い相互理解の推進に努める。	保育幼稚園総務課
2-1	(7)幼児教育等の充実	⑦保護者が子どもに対する理解を深め、子育て力が高まるような支援を進め、地域の幼児教育センターとしての役割を担う取組の推進に努める。	在園児の懇談会をはじめ地域に向けての子育て相談、園庭開放・3歳児クラブ等、積極的に子育て支援を行うよう努めた。	○ (達成)	保護者とは日々の送迎時や個人懇談の中で、子どもの成長に関心をもてるように促し子育ての不安解消に努めた。地域に向けては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため人数を制限する工夫をしながら、回数を減らすことなく実施することができた。来園した保護者とは、子育てに関する悩み事等について時間をかけて話すことができ、良い息抜きの場となっていた。	【28】	引き続き親と子の育ちの場や地域に開く場、保護者同士の交流の機会を提供することを通じて、保護者は園や地域とともに協力しながら子育てをする意識が高まるよう努める。	保育幼稚園総務課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-2	(1)家庭教育の推進	①保護者と子どもと一緒に参加し、遊びや学びを通してふれあいを深める体験教室を実施する。また、保護者を対象に子育てや人権教育に関する講座を開催する。	保護者と子どもと一緒に参加する体験教室や子育て・人権教育に関する学習会を実施し、家庭教育を推進した。	○ (達成)	コロナ禍において感染症拡大防止策を徹底し、工夫して、子育ての知識・経験を共有できる相互交流の機会や学習の場を提供した結果、事業の開催数及び参加者数はそれぞれ前年度より7回・118人増加した。より多くの市民に家庭教育を考える機会を提供することができた。	【29】	青少年交流施設を拠点に、保護者と子どもと一緒に参加できる体験教室や保護者向けに子育て、人権教育に関する講座を積極的に企画し、家庭の教育力向上のため、引き続き家庭教育を推進する。	地域教育青少年課
2-2	(1)家庭教育の推進	②青少年相談において、多様化・複雑化する相談事案を関係機関で共有し、適切に対応する。	青少年や保護者等からの相談に対して、電話相談、面接相談及び関係機関の紹介などを行った。	○ (達成)	青少年交流施設等において電話、面接相談を行った。多角的な内容については関係部署と情報を共有するとともに、適切な機関へ繋いだ。令和4年度は、主に子育てや、10代後半の子どもの進路について保護者からの相談が寄せられた。	【30】	多様化・複雑化する事案に対応すべく、更なる関係機関との緊密な連携と情報共有に努め、事案解決への組織力の強化を図る。	地域教育青少年課
2-2	(2)PTAとの協働と活動支援	③PTAと協働して研修会等を実施することで、PTA活動の充実・活性化を図る。	PTA活動の充実・活性化を図るため、PTA協議会と協働してリーダー養成の研修会や人権教育講座等を実施した。	○ (達成)	PTAは、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、学校および家庭における教育に理解を深め、その振興につとめるとともに、教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体であるとされている。これらの活動を牽引するリーダーを養成し、PTA活動の充実・活性化を図るため、知識やスキル向上を目的とする研修会等を実施した。オンラインでの交流会や動画を活用した学習会を行うほか、PTA活動の成果を紹介する「高槻市PTA大会」を実施することができた。	無	今後もPTA協議会と協働して研修会等を実施し、PTA活動を牽引するリーダーの養成を図る。	地域教育青少年課
2-2	(2)PTAとの協働と活動支援	④現代の人権課題をテーマとした学習会等をPTAと協働して開催し、保護者の人権教育を推進する。	様々な人権課題に対する理解を深めるために、学校園PTAと共催して「PTA人権問題学習会」を開催した。	○ (達成)	昨年度に比べて実施回数は、リモート実施や書面開催などの工夫があり、9回増加した。学習会は、各学校園PTA自らが企画し、「インターネットと人権」「発達障がい」「性教育」などの社会的課題を反映したテーマを取り上げた学習会が行われた。	【31】	様々な人権課題に対する理解を深め、子どもを育てる保護者の人権感覚を養い、家庭の教育力向上を目指すため、学校園PTAに対し学習会に関する内容や手法の情報提供等を行う。	地域教育青少年課
2-2	(2)PTAとの協働と活動支援	⑤保護者が子育てや家庭教育について学ぶ「家庭教育学習会」をPTAと協働して開催し、家庭の教育力向上を推進する。	家庭の教育力向上のために、学校園PTAと共催して「PTA家庭教育学習会」を開催した。	○ (達成)	昨年度に比べて実施校数数は、リモート実施や書面開催などの工夫があり、13校数増加した。学習会は、各学校園PTA自らが企画し、「子どもの救急救命」「ゲームのトラブル」「思春期の子どもの現状と親の心構え」などの身近な課題を反映したテーマを取り上げた学習会が行われた。前掲の「PTA人権問題学習会」同様、コロナ禍の対策として密集や出歩くことを避けるための工夫として電子媒体等を活用したが、リモートは各自が都合の良い時間に視聴ができるなど、多様な生活様式のPTA世代にとって有効な手法であることが認識できた。	【32】	生活スタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化、家庭の孤立化など、子育て世代を取り巻く社会環境の変化が著しい中、学校園PTAへ学習会に関する内容や手法の情報提供等を行うことで、家庭教育を推進する。	地域教育青少年課
2-2	(3)福祉 機関等との連携	①福祉的な支援が必要な子どもやその家庭については、関係各課や他機関等との連携の一層の充実を図り、適切な援助・支援を行う。	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。	○ (達成)	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、児童虐待や福祉的な支援が必要な家庭を背景に抱える児童生徒のアセスメント・プランニング、また他機関との連携につなげることができた。	無	増加する不登校や虐待等の課題に対し、家庭への多様な支援方法を検討しながら、課題解決を図っていく。	教育指導課・保育幼稚園総務課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-3	(1)地域等との協働の推進	①コミュニティ・スクール導入中学校区において、地域・家庭・学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を、学校運営協議会制度と一体的に取り組み、学校を核とした地域づくりを目指す。	コミュニティ・スクール導入中学校区に、地域学校協働活動推進員を配置し、学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針の実現につながる支援活動が行われるよう、推進員が学校と地域をつなぐ活動を行った。 学校活動サポーターが、学校を支援する地域学校協働活動を行った。 学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動が行われ、学校を核とした地域づくりが推進するようモデル校区の地域住民との話し合いを重ねつつ、地域向けの研修会を実施した。	○ (達成)	コミュニティ・スクールを導入した2つの中学校区に地域学校協働活動推進員を各1名ずつ配置した。 コミュニティ・スクール導入中学校区において、学校支援活動を行う学校教育活動サポーター登録が増え、支援活動が行われた。 地域向けの研修会を行うことで、学校運営協議会と一体的に学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の準備を進めた。 地域ごとにこれまでの歴史や文化・団体間の関係などに起因する特色があるが、学校運営協議会で協議された必要な支援という地域学校協働活動の趣旨に沿うために、地域の実情に即したアプローチを工夫することが必要である。	無	地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に、学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。	地域教育青少年課
2-3	(1)地域等との協働の推進	②地域・家庭・学校が連携、協働する地域教育協議会のネットワークを生かし、「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を高めるとともに、円滑な地域学校協働活動を推進する。	16中学校区に設置されている地域教育協議会と各学校が連携し、学校・家庭・地域社会が協力して地域の総合的な教育力を向上させる取組を進めた。	○ (達成)	地域の諸団体が構成される地域教育協議会と各学校が連携し、地域の特性を活かしつつ、コロナ禍でも地域事業に関しては分散開催や展示形式での開催、オンライン開催など実施方法を工夫して取組を行った。	無	地域教育協議会と各学校が連携し、学校・家庭・地域社会が協力して地域の総合的な教育力を向上させる取組を進めることで、子どもを育む地域づくりを推進する。	地域教育青少年課
2-3	(1)地域等との協働の推進	③地域の参画を得て、学習支援や多様な体験プログラム、スポーツ活動等を通じて子ども達の生きる力を育む体験や学びの場づくりとして、放課後子ども教室を推進する。	放課後等に、子どもたちが多様な体験や世代間交流ができる放課後子ども教室を、全小学校区で開室し、地域の参画を得て実施した。	○ (達成)	昨年度に比べて、参加児童数は約10,000人増加し、コロナ禍でも分散開催やプログラムの変更などの工夫をしつつ、子ども達の多様な体験や学びの場づくりを推進した。	【33】	地域の参画を得て、学習支援や多様なプログラム、スポーツ活動等を放課後子ども教室で行い、子ども達の多様な体験や学びの場づくりを推進する。	地域教育青少年課
2-3	(2)青少年健全育成の推進	①自然体験活動事業、チャレンジキャンプ等のキャンプ場での野外体験活動を通じて、リーダー育成に努めるとともに、子ども達の郷土愛や生きる力を育み、次代を担う青少年を育成する。	摂津峡青少年キャンプ場を拠点として、青少年の育成事業に携わるキャンプリーダーに対し、指導者に必要な知識やスキルを身に付けるための研修を実施するとともに、チャレンジキャンプ等を企画・開催し、子どもたちに自然体験活動や体験学習の機会を提供した。	○ (達成)	自然体験活動事業等の取組において、青年リーダー（キャンプリーター）が主体的に事業の企画・運営などを担うことで、社会参画への自信や意欲が向上し、次代を担う人材の育成に資することができた。またコロナ禍においても、実施内容・日程等の見直しを行いながら、小学生から高校生を対象に、年齢に応じた段階的な育成を図るため、チャレンジキャンプ及び自然体験活動事業など自然の中で活動する楽しさを発見する実体験の機会を提供した。 参加者と青年リーダー（キャンプリーター）の異年齢交流により、感性が相互に刺激され、青少年の豊かな心を育むことができた。	無	市内の青少年に高槻の豊かな自然を体感する機会を提供するため、魅力的な自然体験活動事業を展開する。 また、長期的視点での計画的・段階的なリーダー育成を通じて、人材育成のサイクル構築を図る。	地域教育青少年課
2-3	(2)青少年健全育成の推進	②摂津峡青少年キャンプ場を、安全で安心して活動できる施設として適切に維持・管理する。また、学校教育との連携等により、学校園の利用促進を図る。	摂津峡青少年キャンプ場を、安全で安心して活動できる施設として適切に維持・管理した。また、学校園の利用促進を図るため、校長会等でキャンプ場のPRを行うとともに、当該キャンプ場をより有効に活用するノウハウや情報等を提供した。	○ (達成)	キャンプ場利用者数について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉場期間や、利用定員の制限を設けたことなどから、利用者数が減少したが、ウィズコロナの手法として、ファミリー単位の事業を中心に企画したところ、多くの反響がありキャンプ場の周知に繋がった。 また、学校園行事の誘致に向け、学校等へのヒアリングを行い、体験プログラムや活動メニューを作成し、校長会等での案内を行った結果、新規の利用申込があった。	【34】	摂津峡青少年キャンプ場について、自然体験活動の拠点として、引き続き安全、安心して活動できる環境を維持・管理する。また、学校園の利用拡大に向け、ニーズに合った体験プログラムや活動メニューを作成、提供するなど教育資源としての機能の充実と魅力の向上を図る。	地域教育青少年課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-3	(2)青少年健全育成の推進	③二十歳の代表や社会教育関係団体等の参画を得て、「二十歳のつどい」を実施する。	二十歳のつどいを実施し、次代を担う若者に対し社会人としての責任と義務を自覚する機会を提供した。	○ (達成)	二十歳の代表の参画や社会教育団体等の協力を得て「二十歳のつどい」を実施し、次代を担う若者に対し社会人としての責任と義務を自覚する機会を提供できた。当日は対象者の約60%に当たる約2,300人の参加があった。大ホールと周辺敷地の閉鎖により、会場使用に制限がかかったものの、経路や人員配置を工夫することで、人流、滞留等の対策を講じた結果、予定通り無事終了できた。	【35】	二十歳のつどいについては、次代を担う若者が成人としての社会的な義務・責任を自覚する契機となるよう、引き続き、二十歳の代表の参画や関係団体等の協力を得て実施する。	地域教育青少年課
2-3	(2)青少年健全育成の推進	④みどりのカーニバル等を実施する「こどもの月間実行委員会」の取組を支援する。	次代の担い手である子どもたちの健やかな成長を願って、みどりのカーニバルをはじめとするこどもの月間事業を実施する実行委員会の取組を支援する。	○ (達成)	青少年の健全育成に取り組む市内の組織・団体により構成される実行委員会が開催するこどもの月間事業に対し、円滑かつ効果的な実施ができるよう、助言・支援した。メインイベントであるみどりのカーニバルは実施会場を安満遺跡公園へ移転し、約7,500人の参加があった。	無	「こどもの月間補助事業」については、事業内容の充実をより一層図るとともに青少年の積極的な参加・参画を促せるよう、引き続き、実行委員会の活動を支援する。	地域教育青少年課
2-3	(2)青少年健全育成の推進	⑤青少年が安全で安心して健やかに成長できる社会環境づくりに向け、青少年指導員を中心とした啓発・パトロール等を実施する。	青少年の非行防止のため、夜間の公園・コンビニエンスストア等で青少年指導員による注意喚起のパトロールを実施し、良好な社会環境づくりを推進した。また、高槻市青少年指導員協議会をはじめ、関係機関との連携・協調を深め、青少年健全育成活動、啓発活動、良好な社会環境づくりに取り組んだ。	○ (達成)	青少年指導員による調査・夜間パトロールを実施するとともに、高槻市青少年指導員協議会をはじめ、関係機関との連携を図り、青少年健全育成に係る取組や情報共有等を行ったことにより、地域の中で青少年が健やかに育つ環境の整備を図ることができた。	無	青少年が安全で安心して生活できる社会環境づくりに向け、青少年指導員が継続的かつ効果的に活動できるよう支援する。	地域教育青少年課
2-3	(2)青少年健全育成の推進	⑥市内3か所の青少年交流施設で、青少年が気軽に集い交流し、活動できる「場」を提供するとともに、青少年の健やかな成長に資する事業や地域社会への積極的な参加・参画の契機となる事業を実施する。	青少年センター及び富田・春日青少年交流センターを適切に管理・運営することにより、青少年が安全に安心して気軽に集い、交流、活動できる「場」と情報の提供を行った。また、青少年相互の交流を推進するため、各センターの特色を生かした各種講座や大学等の教育機関と連携した事業を実施するとともに、課所管の施設・事業を紹介する情報誌を発行した。	○ (達成)	令和4年度は感染症拡大防止策（各施設の開館時間や定員制限等）が緩和されたこともあり、引き続き基本的な感染症拡大防止策を徹底しつつ、青少年の自主的、組織的活動を支援するとともに、各センターの特色を生かした事業の充実を図った結果、事業の開催数及び参加者数はそれぞれ前年度より10回・820人増加し、各種活動スペースの利用者数は合計22,824人と大幅に増加した。また、事業内容としては大学等の教育機関や企業、NPO等と連携した取組を実施するなど、広範囲に事業展開することができた。	【36】 〈1～3〉	市内3か所の青少年交流施設において、青少年が気軽に集い交流し、活動できる「場」を提供し、青少年の健やかな成長に資する事業や地域社会への積極的な参加・参画の契機となる事業を引き続き実施する。	地域教育青少年課
2-3	(2)青少年健全育成の推進	⑦多文化共生の社会づくりを目指して、日本人も含めた国籍や文化的背景が異なる人同士が交流し、相互に理解し合う機会を提供する。	国籍や文化的背景が異なる人々の互いの文化の理解と交流を進めるため、小・中学生を対象に、多文化子ども交流事業を通年実施した。	○ (達成)	多文化子ども交流事業では、国籍や文化的背景が異なる異年齢の子どもたちに対して、学習・表現活動や行事への参加によって、学校や地域での孤立化を防ぐとともに、相互に交流を深め、違いを尊重し合う場を提供できた。	無	外国にルーツを持つ子どもを含めた、多様な子どもの交流の場の提供を図る。	地域教育青少年課

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-3	(3)公民館・図書館の充実	（地域に根差した公民館活動の充実） ①市民の多様な学習ニーズに応えるため、社会環境の著しい変化の中で生じている様々な現代的課題への対応や、生活文化の向上、青少年の健全育成等を図るための学習機会を提供するとともに、図書コーナーの充実を図る。	「稲穂塾」、「成人講座」、「現代的課題講座」、「青少年講座」、「乳幼児セミナー」等の事業を実施した。 図書コーナーの充実を図った。	○ (達成) ・高度化・多様化する市民のニーズに応えるため、成人講座、環境・福祉・安全安心のまちづくり等の現代的課題に関する講座など幅広く学習の機会を提供した。 ・市民が気軽に読書に親しめるよう、児童図書を中心とした図書コーナーでの図書貸出しを行うとともに、蔵書の充実を図った。今後も引き続き図書コーナーの充実を図る。 ・高齢者対象の稲穂塾について、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各館とも受講者を2班に分け、班ごとに隔月で実施した。また、稲穂塾有志によるボランティア事業「くるくるブックフェア」を3年ぶりに実施した。引き続き塾生OBやベテラン塾生が塾生対象に様々な企画をおこなう等、主体的な塾生同士の交流が図られた。 ・成人講座について、統一講座としては「公民館で知る市政」を延べ14回実施した。 ・青少年の自主性・創造性を引き出し、健全な育成を図るため、青少年講座を実施し、学習の場や発表の機会を提供した。統一講座の「こどもまつり」は、一部事前申込みにより参加者数を制限したものの、全館で実施した。「公民館キッズチャレンジ」は、定員を縮小して全館で実施した。また、家庭を取り巻く様々な生活課題の解決に向けて、望ましい在り方を考え、実践していくための学習機会や交流の場として、乳幼児セミナー等を実施した。	【37】 〈1～2〉	市民の多様な学習ニーズや現代的課題に対応するため、講座・教室などの学習機会の充実に努める。	城内公民館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	（地域に根差した公民館活動の充実） ②市民や公民館利用グループを対象とした人権講座等を通して、人権意識に関する普及啓発を推進する。	人権講座を全13館で実施した。	○ (達成) 人権講座や公民館巡回人権パネル展などを実施し、一人ひとりが人間らしく生きていける社会を実現するために、様々な差別の存在を正しく認識し、暮らしの中に人間尊重の輪がより大きく広がり、人権意識が更に高揚するよう学習機会を提供した。 各公民館において、（社）人権まちづくり協会等との共催事業を実施しており、地域住民と公民館職員が協力しあうことで、より人権意識の高い地域づくりの一助となった。	【38】	市民の多様な学習ニーズや現代的課題に対応するため、講座・教室などの学習機会の充実に努める。	城内公民館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	（地域に根差した公民館活動の充実） ③市民の自主的、自発的な学習活動が円滑かつ効果的に進められるよう、公民館利用グループの育成・指導並びに公民館利用グループ間の交流を図る場を提供する。	「グループ創設・支援講座」を通じて公民館利用グループの育成に努めた。	○ (達成) 各種グループの育成を図るため、活動の場の援助を行うとともに、助言・援助に努めた。またグループ創設・支援講座も引き続き実施した。 市民の自主的な学習活動を支援し、グループの育成・指導に努めることができた。	【39】 〈1～2〉	市民の自主的・自発的な学習活動が円滑に進められるよう、活動グループの育成・指導に努める。	城内公民館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	（地域に根差した公民館活動の充実） ④地域コミュニティや公民館利用グループ等との連携による協働事業や共催事業等、多様な学習機会・成果活用場を提供する。	公民館まつりを11館で実施した。	○ (達成) 公民館で活動するグループの成果発表や交流の場として実施する公民館まつりは、11館で実施した。 地域コミュニティや公民館利用グループとの共催を通じ、地域住民の公民館利用を促進し、各種団体、グループの交流を図ることができた。	【40】	地区コミュニティや公民館利用グループとの連携を図り、講座・教室などの学習機会の充実に努める。	城内公民館

重点目標	基本施策	教育努力目標（具体的目標）	令和4年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等（資料参照）	今後の方向性	R4担当課
2-3	(3)公民館・図書館の充実	(地域に根差した公民館活動の充実) ⑤様々な世代間交流とボランティアの育成により地域社会の絆づくりを推進する。	「多世代交流講座」「ボランティア講座」などを実施するとともに、ラジオ体操などを定期的に実施し、健康の維持と交流の場を提供した。	○ (達成)	少子・高齢化が進む中で、地域社会や家庭を取り巻く様々な生活課題・社会的課題の解決に向けて、望ましい在り方を考え、実践していくための学習機会や交流の場として、地域社会における世代間交流の促進を目的とした多世代交流講座やボランティアの育成を図る講座を実施した。 また、「地域・家庭教育推進活動」として、公民館利用者に呼び掛け公民館の美化活動や図書の整理等のボランティア活動にも取り組んだ。 読み語りボランティアと共催で定期的に実施する「おはなし会」については12公民館で実施され、地域の絆づくりをより推進することができた。	【41】	地区コミュニティや公民館利用グループとの連携を図り、世代間交流やボランティアの育成に努める。	城内公民館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	(地域に根差した公民館活動の充実) ①高齢者や障がい者等のだれもが安全・安心・快適に公民館を利用できるよう、バリアフリー化をはじめとした計画的な施設整備を推進する。	阿武山公民館で外壁改修工事を実施。	○ (達成)	利用者がより快適に公民館を利用できるよう、老朽化した施設・設備の改修を計画的に実施することができた。	【42】	施設・設備の老朽化が進む中、計画的に施設・設備の改修を進める。	城内公民館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	(市民に愛され親しまれる図書館活動の推進) ①第2次「高槻市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や公共施設等との連携を強化し、「まちごと子ども図書館」事業、ブックスタート事業、学校図書館支援事業、学校図書館ボランティア育成事業等を推進する。	学校図書館や公共施設等に児童書の貸し出しを行った。 4か月児健康診査にて、絵本1冊や絵本リストを配付した。 学校図書館への貸出図書搬送サービスやセット貸出を行った。 学校図書館支援員及び学校図書館ボランティア対象の研修を行った。	○ (達成)	ブックスタート事業については、4か月児健康診査会場で、絵本等のプレゼントを行い、配付率が98.0%となった。また、学校図書館ボランティア研修については、昨年度よりも多数のボランティアが参加し、育成に取り組んだ。	【43】 〈1～4〉	「第2次高槻市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や公共施設等との連携や、ボランティアの資質向上に取り組み、更なる子ども読書活動の推進を図る。	中央図書館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	(市民に愛され親しまれる図書館活動の推進) ②図書館所蔵資料やネットワーク情報資源を利用したレファレンスサービスを充実させ、地域の課題解決に向けた支援を行う。	利用者の質問に対して資料や情報を提供するレファレンスサービスを実施した。	○ (達成)	レファレンスサービスや資料の所蔵調査の利用件数の合計が、昨年度より増加しており、多数の利用者の調べ物の手助けを行うことができた。	【44】	レファレンスサービスを通じ、利用者の課題解決に役に立つ図書館の実現を目指す。	中央図書館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	(市民に愛され親しまれる図書館活動の推進) ③北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。	北摂地区7市3町の住民に対し、各市町の公立図書館で図書等の貸出を行った。	○ (達成)	他市町の図書館から借りた人数・冊数及び他市町民へ貸し出した人数・冊数ともに、昨年度より増加した。本市と隣接している市町の利用が多く、相互協力の更なる促進を行う。	【45】 〈1～2〉	利用者の資料に対する要求を満たすことにより、住民の1層の文化及び教養の向上を果たす。	中央図書館
2-3	(3)公民館・図書館の充実	(市民に愛され親しまれる図書館活動の推進) ④公民館等の公共施設において、インターネット等で予約した本の受取・返却ができる「まちごと図書館」事業を推進する。	公民館や支所において、インターネット等で予約した本の受取や返却及び施設内に配架した一般書の貸出しを行った。	○ (達成)	昨年度に比べ、予約本の貸出冊数と人数はほぼ横並びであり、予約冊数については減少した。	【46】	事業の周知を図るとともに、公民館等の関係施設との連携を密にして、より利用しやすい事業の検討を行う。	中央図書館

＜資料＞ 結果及び評価の根拠となる実績等

		全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比（小学校）			
【1】 〈1〉		R4	R3	R元	H30※
	国語	1.01	1.01	0.98	1.02
	算数	1.03	1.01	1.03	1.06

※H30はA問題とB問題の平均値であり参考数値

		全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比（中学校）			
【1】 〈2〉		R4	R3	R元	H30※
	国語	1.01	1.02	1.01	1.02
	数学	1.07	1.07	1.05	1.08

※H30はA問題とB問題の平均値であり参考数値

		全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)			
【2】 〈1〉		R4	R3	R元	H29
	小学校(市)	71.0	68.7	56.9	61.0
	小学校(全国)	72.7	73.0	65.7	69.8
	中学校(市)	78.4	76.5	66.1	65.8
	中学校(全国)	72.1	70.2	61.5	64.3

		全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)		
【2】 〈2〉		R4	R3	R元
	小学校(市)	71.5	69.6	66.0
	小学校(全国)	73.8	73.5	73.4
	中学校(市)	71.6	67.6	64.5
	中学校(全国)	71.7	69.8	65.6

		「学びup↑講座」の延べ実施回数(回)と延べ参加人数(人)			
【3】 〈1〉		R4	R3	R2	R元
	延べ実施回数	540	450	360	295
	延べ参加人数	13907	12566	14037	10696

【3】 〈2〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」に対し、肯定的回答をした生徒の割合(%)				
		R4	R3	R元	H30
	中学校(市)	51.5	64.8	45.1	48.4
	中学校(全国)	58.5	63.5	50.4	52.1

【4】	リーディングチームによる巡回相談数(回)				
		R4	R3	R2	R元
	小学校	29	32	23	32
	中学校	3	2	2	5

【5】	日本語指導支援協力者派遣回数(回)				
		R4	R3	R2	R元
	小学校	511	380	387	374
	中学校	252	419	400	288

【6】 〈1〉	ICT機器を1日平均2回以上利用するクラスの割合			
		R4	R3	R2
	小学校	78.3%	81.7%	-
	中学校	91.3%	82.3%	-

【6】 〈2〉	教員のICT活用指導力の状況の肯定意見の割合				
		R4	R3	R2	R元
	理解・習熟度に応じた指導力	74.1%	72.3%	63.3%	67.5%
	効果的に活用させる指導力	73.9%	70.1%	59.5%	64.6%
	自分の考えをまとめさせる指導力	71.5%	71.9%	64.1%	66.8%
	互いの考えを共有し活用させる指導力	72.5%	72.0%	59.5%	61.8%

【6】 〈3〉	Wi-Fiがない家庭に対するモバイルルータの延べ貸出回数(台)				
		R4	R3	R2	R元
	回数	897	2,632	-	-

【7】	全国学力・学習状況調査における児童質問紙の質問「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に対し、肯定的回答をした児童の割合(%)				
		R4	R3	R元	H26
	小学校	49.9	49.0	50.1	35.5

【8】	高槻人権推が主催する研究会への参加人数（人）			
	R4	R3	R2	R元
	2144	1987	203	1936

【9】	暴力件数（件）					
		R4	R3	R2	R元	H26
	小学校	35	27	30	39	82
	中学校	47	30	44	44	287

【10】	「たかつき安全NOTE」を授業で活用した学校数	
		R4
	小学校	41
	中学校	18

【11】	実践的な避難訓練を実施した学校数		
		R4	R3
	小学校	39	39
	中学校	17	17

【12】	各教科（道徳、特別活動、総合的な学習時間を除く）で、教科書以外の安全教育教材を活用した回数		
		R4	R3
	小学校	6.8	1.5
	中学校	4.8	1.4

【13】 〈1〉	学校給食における地元産米使用量（kg）			
		R4	R3	R2
	小・中学校	251,480	249,910	162,300

【13】 〈2〉		学校給食における地元産野菜使用量 (kg)		
		R4	R3	R2
小・中学校		9,692	9,741	6,179

【14】		全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点 (点)			
		R4	R3	R元	H26
小学校 (男子)		50.61	52.06	52.84	53.10
小学校 (女子)		51.73	52.93	53.89	53.01
中学校 (男子)		39.23	37.71	39.45	40.13
中学校 (女子)		44.40	44.65	49.12	47.79

【15】		全国体力・運動能力、運動習慣等調査における 質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、 肯定的な回答をした児童生徒の割合 (%)			
		R4	R3	R元	H26
小学校 (男子)		64.3	67.7	68.7	65.9
小学校 (女子)		51.9	50.1	51.0	50.9
中学校 (男子)		48.4	38.0	43.9	46.9
中学校 (女子)		30.9	25.9	31.5	33.7

【16】		全国体力・運動能力、運動習慣等調査の 1週間の総運動時間 (分)			
		R4	R3	R元	H30
小学校 (男子)		598.2	542.3	597.6	637.5
小学校 (女子)		348.4	348.2	315.7	333.0
中学校 (男子)		752.3	652.5	851.9	968.1
中学校 (女子)		715.3	506.5	662.5	756.0

【17】 〈1〉		老朽化したトイレの洋式化(工事)		
		R4	R3	R2
小学校		8校18箇所	6校11箇所	7校11箇所
中学校		10校16箇所 (女子のみ)	8校10箇所 (女子のみ)	4校5箇所 (男子のみ)

【17】 〈2〉		老朽化したトイレの洋式化(設計)		
		R4	R3	R2
小学校		9校18箇所	8校18箇所	6校11箇所
中学校		5校9箇所	10校16箇所 (女子のみ)	8校10箇所 (女子のみ)

エレベーター設置（工事）				
【17】 〈3〉		R4	R3	R2
	小学校	2校	1校	1校
	中学校	-	1校	1校

エレベーター設置（設計）				
【17】 〈4〉		R4	R3	R2
	小学校	-	2校	1校
	中学校	1校	1校	1校

エアコン設置（工事）				
【17】 〈5〉		R4	R3	R2
	小学校（更新）	-	-	10校
	中学校（更新）	-	-	4校
	小学校（新設）	1校	-	-
	中学校（新設）	-	-	-
	小学校 （更新・新設）	-	1校	-
	中学校 （更新・新設）	-	1校	-

校舎の改修工事（屋根・外壁等）				
【17】 〈6〉		R4	R3	R2
	小学校	3校3棟	3校3棟	1校3棟
	中学校	1校1棟	2校2棟	1校2棟

体育館の改修工事（屋根・外壁・内部等）				
【17】 〈7〉		R4	R3	R2
	小学校	3校	2校	2校
	中学校	-	-	-

ブロック塀を撤去				
【18】		R4	R3	R2
	長さ（m）		2,115	2,968

【19】	幹線通学路の一斉点検調査及び「通学路における危険と思われる箇所連絡窓口に寄せられた」要望に対する改善・調整件数			
		R4	R3	R2
	改善・調整		489	381

【20】 〈1〉	セーフティボランティア登録者数		
	R4	R3	R2
	1,328	1,499	1,570

【20】 〈2〉	「こども見守り中」の旗掲示協力者数		
	R4	R3	R2
	6,889	6,778	6,823

【21】	教育相談件数				
		R4	R3	R2	R元
	面接教育相談	2,553	2,725	2,773	2,931
	電話教育相談	229	224	447	480

【22】	S C 配置のべ時間数 (h)				
	S C 緊急派遣のべ時間数 (h)				
		R4	R3	R2	R元
	配置時間数	6299	4836	3780	3780
緊急派遣時間数	193	492	575	344	

【23】 〈1〉	教育センター主催の教職員研修参加人数				
		R4	R3	R2	R元
	基本	3,162	2,635	2,386	3,306
	専門	4,315	3,932	3,529	5,255
特別	1,449	1,546	4	1,465	

【23】 〈2〉	校内授業研究支援 参加延べ人数				
		R4	R3	R2	R元
	小学校	1,749	1,276	807	1,753
中学校	1,023	838	565	780	

【23】 〈3〉	教育センター主催のオンライン/オンデマンドの教職員研修の割合				
		R4	R3	R2	R元
	小中学校	12.4%	45.9%	21.7%	-

生活介助支援員・学習活動支援員配置校数（校）					
【24】 〈1〉		R4	R3	R2	R元
	小学校	41	38	34	40
	中学校	17	18	15	17

医療的ケア活動支援員配置校数（校）					
【24】 〈2〉		R4	R3	R2	R元
	小学校	8	5	5	4
	中学校	1	3	3	2

課題別実践研修					
【25】		R4	R3	R2	
	実施回数	36	28	37	
	参加人数	461	450	432	
加配教諭					
【25】		R4	R3	R2	
	配置数	39	36	36	

園内研修					
【26】		R4	R3	R2	
	実施回数	222	210	229	

職員研修					
【27】		R4	R3	R2	
	実施回数	125	102	68	
	参加人数	1001	358	235	

子育て支援事業					
【28】		R4	R3	R2	
	参加者総数	8417	7261	4401	

家庭教育推進事業					
【29】		R4	R3	R2	
	実施回数(回)	45	38	22	
	参加者数(人)	491	373	254	

青少年相談				
【30】		R4	R3	R2
	相談総件数(件)		101	140

PTA人権問題学習会					
【31】		R4	R3	R2	
	実施回数(回)		22	13	3
	参加者数(人)		1,578	1,079	453

家庭教育学習会					
【32】		R4	R3	R2	
	実施校園数(校園)		30	17	14
	参加者数(人)		1,480	967	421

放課後子ども教室					
【33】		R4	R3	R2	
	参加児童数(人)		21,682	11,030	8,464
	実施日数(日)		722	396	340

キャンプ場利用者数					
【34】		R4	R3	R2	
	利用者数		10,366	6,429	6,725
	キャンプ場利用団体数				
	利用団体数		865	609	496

二十歳のつどい参加者数				
【35】		R4	R3	R2
	参加者数		2,300	2,100

青少年センター街角ユースフロア、富田・春日 交流・活動スペース				
【36】 〈1〉		R4	R3	R2
	利用者数(人)		87,007	67,490

放課後キッズルーム					
【36】 〈2〉		R4	R3	R2	
	利用者数(人)		7,619	4,312	3,884

青少年健全育成推進事業、ボランティア育成事業、街角ユース事業					
【36】 〈3〉		R4	R3	R2	
	実施回数(回)		173	163	121
参加者数(人)		2,555	1,735	1,104	

成人教育事業、青少年教育事業、乳幼児セミナー等の開催回数・参加延べ人数					
【37】 〈1〉		R4	R3	R2	H26
	開催回数(回)		357	282	111
参加延べ人数(人)		7,558	5,568	1,957	17,739

図書コーナーの貸出実績					
【37】 〈2〉		R4	R3	R2	H26
	図書貸出冊数(冊)		11,599	11,174	8,430
図書貸出人(人)		6,018	5,371	4,289	5,620

人権啓発事業の開催回数・参加延べ人数					
【38】		R4	R3	R2	H26
	開催回数(回)		30	25	13
参加延べ人数(人)		906	659	322	1,220

グループ育成事業の開催回数・参加延べ人数					
【39】 〈1〉		R4	R3	R2	H26
	開催回数(回)		46	28	14
参加延べ人数(人)		1517	763	222	1,471

登録グループ数					
【39】 〈2〉		R4	R3	R2	H26
	登録グループ数		1,338	1,337	1,376

文化事業の開催回数・参加延べ人数					
【40】		R4	R3	R2	H26
	開催回数(回)		52	35	12
参加延べ人数(人)		5,031	1,955	236	16,827

多世代交流講座、ボランティア講座、 地域・家庭教育推進活動の開催回数・参加延べ人数					
【41】		R4	R3	R2	H26
	開催回数（回）	404	257	111	150
	参加延べ人数（人）	15,621	13,042	6,172	6,404

公民館改修事業の決算額（R4年度は決算見込額） （H26年度は公民館耐震化事業・公民館エレベータ設置事業）					
【42】		R4	R3	R2	H26
	決算額（千円）	25,210	35,476	65,697	199,025

まちごと子ども図書館対象施設					
【43】 〈1〉		R4	R3	R2	H26
	施設数	94	94	95	99

ブックスタート事業					
【43】 〈2〉		R4	R3	R2	H26
	対象者	2,288	2,456	2,680	2,896
	実施回数	36	36	27	48
	配布冊数	2,243	2,421	2,323	2,878
	配付率	98.0	98.6	86.7	99.4

学校図書館連絡車運行				
【43】 〈3〉		R4	R3	R2
	運行回数	60	60	51
	運搬冊数	12,169	18,614	13,571

学校図書館ボランティア育成講座					
【43】 〈4〉		R4	R3	R2	H26
	実施回数	3	3	0	3
	参加人数	74	46	0	169

レファレンスサービス及び対象資料の所蔵調査				
【44】		R4	R3	R2
	レファレンスサービス	2,266	3,035	2,679
	対象資料の所蔵調査	16,231	13,625	9,359

北摂地区 7 市 3 町の貸出他市町の図書館から貸出				
【45】 〈1〉		R4	R3	R2
	貸出人数	10,421	9,059	7,846
	貸出冊数	36,066	31,962	27,169

北摂地区 7 市 3 町の貸出他市町民へ貸出				
【45】 〈2〉		R4	R3	R2
	貸出人数	6,094	5,202	5,341
	貸出冊数	17,665	15,595	15,782

予約本の貸出及び予約冊数				
【46】		R4	R3	R2
	貸出人数	1,315	1,354	1,092
	貸出冊数	2,391	2,369	2,007
	予約冊数	2,133	2,586	2,172

電子書籍の貸出				
【47】		R4	R3	R2
	貸出人数	5,352	-	-
	貸出冊数	8,376	-	-
	予約冊数	4,363	-	-